

◎開会の宣告

(午後1時00分)

○議長（齋藤邦夫君） こんにちは。

当局より、会計管理者の欠席届がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第26号 只見町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第26号 只見町過疎地域自立促進計画の変更について説明いたします。

別紙のとおり変更するものとするという表紙をめぐっていただきまして、横書きになっておりますが、これが過疎地域自立促進市町村計画の変更理由書でございます。左側に区分がありまして、産業の振興という区分の中では大きく事業がここにありまして、まず中心市街地の活性化事業の補助金。それから宿泊・飲食事業持続化創業支援事業補助金。地元産材活用支援事業補助金。教育旅行推進事業補助金。それから木質バイオマスボイラー整備事業、木材集積加工場整備事業というのがございます。それから交通通信体系では市町村道関係で町道、橋梁の流雪溝等の整備補修。それから除雪機械の更新事業でございます。めぐっていただきまして、生活環境の整備では水道施設関係で只見統合簡易水道の整備事業及び機能強化をお願いしております。それから消防施設では広域消防只見出張所に配備予定の高規格救急自動車の更新事業。教育の振興では教員住宅の車庫建設。中体連等の補助金。集落の整備という区分では民間賃貸住宅の借上料、空き家改修等補助金、老朽危険空き家除却補助金、地域づくり交付金事業となっております。過疎の事業につきましては、従前はハードのみでございましたが、改正がなされまして、数年前からハードとソフト、両方に使えるようになりましたので、このような事業、ハードとソフトを含めて変更をお願いするものでございます。これはそれぞれ、過疎債の起債の対象に計画に載っておりますので、普通交付税の算

入率は7割というルールになってございます。それ以下のページにつきましては、変更前、変更後の対照表でございましてのでご覧をいただければと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 今、理由書にあります産業の振興の木質バイオマスボイラー整備事業。それから木材集積加工場整備事業。事業内容と書いてあって変更理由が書いてあるんですけども、その辺のところ、ちょっとまだ認識できないので、もうちょっと詳しく説明をしてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） じゃあ、計画関連は私から申し上げまして、事業の詳細は農林振興課長から答弁させていただきます。

ここにあります産業の振興の中のその他の中で、今、議員おっしゃいました木質バイオマスボイラーを導入することというふうになっておりますが、これは季の郷湯ら里にバイオマスボイラーを整備するということで、設計関係の予算、既に議決いただいて、現在執行中でございますが、地産地消、森林荒廃を防止するためということで行う事業でございます、またチップボイラーにつきまして、集積場につきましても、その事業を行うためのヤードを設けるための整備事業という内容でございます。詳細は担当課長から説明いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ご質問をいただきました事業についてでございますけれども、木質バイオマスボイラー整備事業につきましては、今年度の予算で測量・調査・設計の予算をいただいているところでございますけれども、季の郷湯ら里に木質バイオマスを燃料といたしますボイラーを整備いたしまして、湯ら里にですね、お湯を供給するという形のボイラーを整備するものでございます。

木材集積加工場につきましては、湯ら里に入れます木質バイオマスボイラー。これの燃料を加工して、バイオマスボイラーに供給する。町内から木材を集積をしてですね、その加工場においてチップ加工をするというものを整備する事業でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） ここに書いてあることをなぞってまた言われた。前にその、木の駅

構想の話でもあったんですけども、ここで地産地消とか、そのチップを加工工場云々とありますけども、だから、この辺のところの、その、ちゃんとしたシステムが、システムというか構想が、一段一段ステップを踏んでやっていってないっていうような認識でいるんですけども、この、それを飛び越えたようなこういう事業展開、計画で果たしていいのかなというふうに疑問を抱いて今、質問をさせていただいております。今書いてある説明ではまだまだ納得できないんですけども、その木の駅構想から至って、今回のそれを、ステップを踏まないでこういうふうになる。それから、湯ら里に対してのバイオマスボイラーで、まあ大変な高額の予算がこれから、ここに書いてありますので、これからの審議、協議にはなりますけども、まあ、そういう中で、前々から湯ら里に対してはいろいろの、導入して、やってきた経緯があると思いますが、それに対しても効果とかいろいろ考えてみると、はたしてどうなったのかなという疑問がありますが、そういうところ含めて、もうちょっと慎重審議してからの事業展開というのが必要かなと思ったんですが、もう一度わかりやすく説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 木質バイオマスボイラー及び木材集積加工場整備事業と木の駅構想との関連でございますけれども、昨年度検討いたしました木の駅構想。それにおいてもですね、段階を踏んでという内容ありましたけれども、最終的にはその木質バイオマスボイラー、町内の活用されてないですね、木材を活用するためのバイオマスボイラー、出口の整備が必要であろうということで、昨年度、調査設計の予算をお願いして、ただ今、事業を執行しているところでございます。エネルギーの地産地消といいますか、その部分での事業内容でございますが、木の駅構想の部分につきましては、第一段階というようなことで、とりあえず、町内から集材をして、薪の供給ということで考えていたわけでございますけれども、この点につきましては、木材集積加工場整備事業ということでございますけれども、この中で町内の木材集積いたします。その中で仕分けをいたしまして、チップにするものはチップにし、薪にするものは薪にするということでございますので、木の駅構想の趣旨についてはこの部分に包含されているというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 出口のほうの整備をして、入口とか、そのやり方、構想が完全に固まらないうちから、何億もかけて、とりあえず出口の整備をする。この前あの、マスコミ、

テレビ等でもやってましたけども、このバイオマスボイラーに対して、全国的にもそういう展開がされているというようなニュースでしたけども、そういう中で、その材料になる、燃料になる、そのチップですか、それが大変不足して、それこそ輸入をしてやるしかないというような、そういう組織も出ているやに聞きました。だからその出口整備でなくて、この最高の目的が、地産地消、この只見町の森林をどうするんだというところ、それをしっかりとした状態にしてからでなければ、こういうところから入るといのは、ちょっと俺は危険だなと思います。その辺のところ、木の駅構想も、その、いろいろの人に入っていて、ここに書いてあるこの構想だと、この入浴施設等の町有施設、これ、湯ら里のことですよ。バイオマスの利用を視野に入れながら、まずは町民の山に対する意識を高めながら、活用されていない町の森林資源の利用をできるところから始める。大変良いところで、ここから入っていったはずなのに、その第一段階、第二段階のステップが逆になったその予算提案、政策提案というものが私は理解ができないんですけども、このままでいいんですか。町長。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議員のご心配もわかります。そのうえで申し上げますが、皆さん、おわかりのことなんで、改めてという感はありますが、今の状況を見てみますと、もう、祖父母の時代からあった山に対して若い人が、自分の家の山の境もわからない。山の活用がなされていない。荒廃が進んでいると。それが災害の原因のひとつになっているんじゃないとか、いろんなこと言われてます。山に対しての関わりが薄くなっている現状があります。で、町内の事業所さんに目を向ければ、森林組合、あとは民間の事業者さんが、製材が2社と作業をする会社が1社、そういう状況です。山を大事にします、90数パーセントが山ですと言っておきながら、山に関わる人の事業者さんを育成してきたかといえば、それは、端的に申し上げれば事業者さんの努力に任せてきたという状況があります。そういったこと。あとはあの、CO₂の削減という一番大きな世界的なことはありますけども、そういったいくつかの視点をトータルで考えたときに、議員おっしゃるように、本末転倒で、バイオマスボイラーを作ったから山の木を切らなければいけない。その関係で裸山になってしまったり、よそから持ってくるようになってくれば、それは本末転倒だと思います。ですからそれは、関係事業者さん含めてそういった、今、協議会も、スタートしたばかりですが、そういった協議会も組織化されました。ですから、そういったことを十分踏まえたうえで、まず集積する場所を決めないといけませんから、場所をまずそこに作ると。当然、それは、湯

ら里を中心とした、チップボイラーだけじゃなくて、ゆくゆくは薪ですか、薪を使って、ストーブを使っておられる方多くおられますから、そういったこともあります。あとはボイラーにつきましても、そうはいつでも、これがメインにすぐなるかという、なかなか厳しいものがあります。実際、今の計画では現在の化石燃料をメインに考えてますから。そのサブ燃料としての木質バイオマスという位置づけですから。湯ら里といっても、入っても、メインは化石燃料でサブがバイオマスボイラーという位置付けで現在考えております。そういったことで集積場ができれば、チップだけじゃなくて、そういう、将来、薪ストーブを使う人がもっと容易に薪を購入して使えるようになるとか、山も、当然、作業が、伐採とか必要になってきますから、新たな雇用を生み出すことができる。山もそういった管理ができれば、災害の面でも、いろんな管理の面でもよくなるということがあります。町では林業関係で昭和40年代に3億円ほど借り入れして、現在は8,000万か9,000万まで借金返済してきましたが、じゃあ、3億円、町は投資して、どういう山に対してそのリターンといえますか、効果を今生み出しているかという、なかなか厳しいものが、その後、外材が入ってきましたから厳しいものがあります。用材として使えることが一番だと思いますけども、併せて副産材としてこういったものも使っていくということになると、もう、昭和40年代に投資した3億円が全然効果的な使い方に繋がっていかないというところもございます。そういったいくつかの面から考えてきまして、議員のご心配については十分留意しながら、この事業を進めさせていただきたいと思って今回このような提案となった次第です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 3回で終わいやった人があるようですので、三つばかりお伺いしたいと思います。

一つは燃料サイクルの問題ですが、このバイオマスボイラーを導入するというのは、試験的な利用という意味もあるでしょうが、今回予算化される、この過疎地域自立促進計画の中で計画をされているバイオマス燃料の年間使用料と供給量はどのくらいあるわけですか。双方ともイコールになるんだと思います。これ一つです。

それから二つ目としては、今この過疎計画、振興計画でやっておる事業。これあの、燃料サイクルとして何年続くのか。

それから三つ目は、先ほど大塚議員の質問もありましたが、この将来、その木質バイオマ

スというものをどういうふうに使っていくのか。この3点であります。特に将来について今、薪ストーブの燃料にも転用できるんだというような話もありましたので、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ご質問お答えいたします。

まずあの、木質バイオマスの供給量、使用量ということでございましたけれども、ただ今まああの、設計をしている段階でございまして、概算になりますけれども、現在、考えてます湯ら里のほうの使用量というのが年間概ね700立米程度、原木ベースで700立米程度になります。

あと何年間できるのかという部分についてでございますけれども、只見町のほうの材積、山にある木の量、あと山の森林の、成長をいたしますので成長量という部分がございます、何年間という部分ではございませんけれども、バイオマスボイラーの耐用年数、明確にはなっておりませんが、最低15年程度はもつのかなというふうにならざるを得ないところでございまして、その耐用年数分については十分供給できるような材積は只見の山にはあるのかなというところでございます。

3点目につきましては、今後の利用の方法ということでございますけれども、木材加工所にいろいろな材を集積いたしまして、主に間伐材になるのが針葉樹ということになりますので、これについては主にチップにしてボイラーの燃料にするというような考え方であります。それで広葉樹、ナラ等の広葉樹が出てきた場合につきましては、薪向きというものの材料になりますので、こちらについては薪に加工いたしまして町内のほうに販売するというような考え方であります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） そうするとその、多様な生態系の中で動植物が豊かであったり、勿論、木を切って、あるいは加工して、魚を捕って、山へ行って熊を捕ってという文化もある。そういう中でユネスコエコパークということになっておりますが、これはあの、あくまでも、将来はこのバイオマスエネルギーの利用を促進をして使っていくんだという考えだというふうに理解をいたしました。湯ら里のボイラーで年間700立米を使うということから、何年続くのかという質問に対しては15年ということでしたが、これがあの、町内の使用されるエネルギー、総務企画課長の言葉を借りれば、いわゆる化石燃料から、こういった炭素を

排出をツーペイできるものに変えていくんだということになれば、これはあの、只見町の山の資源と言えども限りがあるわけですが、これは将来、どのような計画を持たれて、まあ、全部この木質バイオマスエネルギーにするというわけにはいかないでしょうが、ごく、ちょっと前まで、薪ストーブに対する補助金を出そうかなんていう話もあったということから、総合的に考えれば、町内の熱エネルギーを薪ペレットでということも視野に入っただけの将来というふうに今お伺いしましたが、この将来、この薪ストーブ用のペレットをどの程度考えておられて、それに対するその資源の量はどの程度なのか。それをひとつお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ご質問の内容でございますけど、今後のそのバイオマスボイラー以外の用途ということになりますけれども、ペレットというお話出てまいりましたけれども、まずはその、町内で薪ストーブを実際に使っているお宅がいらっしゃるというところですので、そこについての薪の供給ができるような体制を整える。あるいは新規にですね、そういったストーブ導入されたお宅についてもですね、その導入の促進を図るというような部分で、個人宅につきましては主にその薪ストーブになるかと思えます。あと公共施設分につきましては、木質バイオマスボイラー、こちらを導入するにあたって、一定の条件といたしますか、導入して有利な施設というものがございますので、そちらについての導入を今後検討していくという形になると考えております。

○7番（酒井右一君） 将来の資源の量と使用量の関係は。どう計算されているかということでお聞きしました。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 前に市町村支援機構で策定した材積と年数を出して、町の材積、山の、木の、そのシミュレーションの資料は前にお配りしておりますので、それに沿った捉え方をしております。あと将来…

〔発言する者あり〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） それ、わかりました。後で農林振興課長のほうからもう一度配付してもらいます。

それで将来に向かっての話ですけども、少し、一番大事な話になりますけど、やっぱり、この前も、この議場で、黙とう、皆さんでなさっていただきましたけども、やっぱり原発エ

エネルギーに頼らないということは福島県の町村の一つとして、福島県全体そうですけれども、原発エネルギーに頼らない、一方で豊かな生活ということありますから、どうしてもエネルギー、そういったことから地産地消のエネルギーを生み出していくんだということは、会津地方の中でもそういった会社が立ち上がりましたし、もう何度も只見にもおいでいただきます。そういったことで、そういった方向を目指していくということです。これは、ひいては只見だけじゃなくて、流域含めた取り組みに繋がっていかなければならないと思いますし、これが作業班なり、新しい人の雇用に繋がっていくと。そこが、一番大きな目標はそこにありますので。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 今の総合政策課長の話はもう、私も同感でありますし、よくわかります。ただ、私が今質問をしておるのは、本心が良く伝わらなかったようですが、只見町の、要するに森林資源というその資源です。これの将来展望と、それから、今、只見町が積極的にやっておられるユネスコエコパークを維持していくということの折り合う点がどこかにあるんだと思いますが、言えば損益分岐点というようなものがあると思いますが、その山を手入れをするなり、刈り込むなりということは、山を人工的に手を付けていくということ。それはある程度はあるでしょうが、ただ、ユネスコエコパークという問題もありまして、何らかのその計画性がなければ、後から失敗したということにもなりかねませんので、今のうちにその、町内の森林資源の有限性、限りがあるところがどこなのか。そして、エコパークとどう折り合っていくのかという部分を、今の時点にはっきり、適切なお答えがなくても、今質問したことが大切だと思いますので申し上げておりますので、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） ユネスコエコパークの支援委員会の中でも同じような議論はなされておりまして、一番懸念されることが、さっき、9番議員がおっしゃった、そのチップボイラーを始めて、それを広げていって、そしてその材料を供給不足に陥るが為に、また隣町の木を伐ったり、どんどんどんどん伐っていく。そうなってくると、ユネスコエコパークの趣旨に反するわけですから、そこら辺のことは、7番議員おっしゃること、9番議員おっしゃること、同じ考え方だというふうに思います。ユネスコエコパークでは森林資源を活用していくということについては、エコパークの趣旨、理念に一致してますから、そこでは

何の齟齬もありません。あとは、あといいですか。

〔「資源の量的な話…」と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） それは事業の関係になりますので、あとは広葉樹につきましても、おわかりのように、伐採してもその後、萌芽だったり、鳥が種子を運んで、新しい芽吹きが生まれますので、そういった自然の更新が、特に広葉樹についてはなされるということがあります。ただ、町についてはカラマツ、杉を中心とした針葉樹を戦後の拡大造林でやってきてますから、そこら辺の転換と絡めながら、これからの新たな町の林政事業といえますか、林業も、そこら辺は一体で考えていくべきことだなというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 量的なことの質問があるわけですが、これはあれですか。農林振興課長、数的にわかりますか。わかればひとつ。

農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ご質問の点の森林の資源量ということでございますけれども、考え方といたしましては、戦後、造林しました、いわゆる人工林の部分の面積なり材積というのがわかっております。それで、木というのが年々成長いたしますので、その成長量、面積と成長量を掛け合わせて年間に消費できる量というものが計算できますので、その範囲の中で森林資源を活用していくといったような考え方になるかと思えます。細かい数字につきましては、今、資料持ち合わせておりませんので、お示ししたいと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 前に、市町村支援機構で作った資料で、皆さんにお配りしておりますし、私も持っております。ただ、今日その資料が今、農林振興課長も持って来てないということなんで、その資料は皆さんにお配りしたうえで説明はさせてもらってますから、全然してないということではありませんので、そこは1点、ご理解をいただいて、資料は農林振興課長のほうで後で配付させていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） このバイオマスボイラーの整備につきましては、今まで、ここまで至るまでに、様々、いろんな方から質疑があったり、質問があったりの中で、スポーツパーク構想の前段だというような、私は理解をしています。で、このバイオを入れることによって、

スポーツパーク構想を将来絡めるんだと。そして、健康増進を図っていくんだというような町長答弁もあったように記憶をしております。で、そういった構想と、これがまあ、リンクするんだという、今の今までそういった理解しております。で、行政がこの事業をおやりになる大義というのは、先ほど課長おっしゃったように、原発に代わるということもあるでしょう。それもわかります。ただ、私申し上げたいのは、一つはコストであります。で、この関係、委員会の中でも説明はいただいております、いろいろ質疑はありますけども、これやっぱり、どのぐらい、コストがこれによって、現場のコストが削減になるのかということが非常に重要であります。で、まあ、行政的には二酸化炭素を削減すると。エコパークの町がこういった事業を入れて、二酸化炭素を年間、なんぼなんぼ削減できるんだぞと。でまあ、原発に代わるエネルギーだぞという、非常にそれ、大義はつくわけではありますが、実際これを受ける側の、いわゆる現場。これは大変やはり、そのコストの面が一番でやっぱりありますから、その点が今までの説明ではちょっと、どうなのかなという疑問があります。この前の委員会でも、課長にはお願いしてございますが、たぶん、年間、いわゆる削減コストが300万程度だと、実際これ、運用開始になれば、へたすると、300万は出るのか、いや、実際やればもっと、へたすれば、変わらないというようなことも想定できます。そうなれば、これは相当、現場はお荷物になると思うんですよ。ですからそのコストのところはですね、もう一回、十分に精査をされたうえでお示しをいただきたいなど。で、話し合いをしたいなというふうに思います。これから議案審議になるわけではありますが、この点、1点、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） バイオマスボイラー導入にあたってのコストも十分示唆しろということでありましたが、今、我々がこの、これまでも縷々、皆さんと審議してきたのは、これからの地方再生なり地方創生、地域経済なり、町の将来、どういうふうに展望するんだといったときに、いわゆる国際化の競争力だとか、TPPだとか、いろんな競争原理が激しくなっていく中で、只見町が将来生き残っていくためには、地産地消という地域資源をいかに活用するかというところに、ひとつ、これは皆さんと議論して、おそらくこの辺は、私は共通の、大方の認識はされているというふうに私は認識して、いろんな提案をさせてきていただいているんじゃないのかなというふうに私は思っております。ですから、コストの問題も、例えば湯ら里にバイオマスボイラーを導入した時に、湯ら里の経営の中でどれだけコスト削減で

きるんですかという問題も大事です。しかし一方、今この地元の山の山林、森林資源を活用していくということは、大きな今の、我々の地域にとっては、地域資源を大きく活用していくという、山を動かすという、そしてそれが地域全体になって、先ほど課長が説明したような動きの流れの中で、最終的にはそこに雇用も生まれ、且つ又、それを燃やすために木を伐るばかりじゃなくて、前提には、さらなる、価値ある森林を整備をしていくんだという、そしてそこから整備していくところの端材であったり、用途材も含めながら、それをただひとつの、薪なら薪に限定してしまうと、そういった作業の効率性も悪くなる。ですから端材もチップの燃料に使いましょう。建築材にも使いましょう。薪にも使いましょうという、総合的な作業全般の流れの中で、森林の活用と同時に整備も図りながら、その資源を地域の中に活かしていくことが雇用にも繋がり、ただ単に化石燃料と、バイオマスの燃料が、そのところだけでお金の比較をするだけではなくて、いくらそれは、そこだけで比べれば、まだまだぶん、化石燃料のほうが安いですよ。安いけれども、安くてもそれはみんな外部から買って、支払って、その分だけは安いといえるけれども、その分、地域の経済が細っていくという認識のようなことから、こういった議論をさせていただいたし、縷々、役場庁舎にしたって、それはいろいろと、只見らしさという側面もあったかもしれないけれども、地域の自然エネルギー、再生エネルギーをどう活用していくんですかというようなことも含めて論議されてきたはずだと私は思います。そういう視点から、ひとつ、コストの問題もですね、トータルのにやっぱり、審議したし、目標は山の価値をさらに深めていくということと、持続可能な整備をしていくんだということ。そこから出ていく資源を有効的に活用していくんだという、そういった全体的な中で私は捉えていくべきではないのかなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） それは町長おっしゃるとおりだと思います。で、実現するために、実現するために今、疑問点をちょっと、どうですかということを聞いているだけでございます。またこれは議案の中でまたいろいろ審議をさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 私は、この問題につきましては、たしか、去年の6月だか9月に、順序は逆じゃないですかといったような一般質問をしまして、この問題をそんなふうに理解していました。で、やはり今、議員さん、いろいろな角度から心配されるのは、やることは、

町長お話をされたように、あるいは総合政策課長、農林振興課長お話をされたように、私はやることは大賛成なんです。是非、是非やっていただきたい。ただですね、この計画見ますと、ボイラーを発注するのが27年度、木の駅構想をつくるのが、実行するのが27年度、はたしてそれで、チップが、順調に木が集まって、順調にできるのかなという心配が一番根っこなんです。それで、先ほど農林振興課長お話をされましたチップの年間使用料が700立米というふうにお話をされましたよね。これはあれですか。原木ベースですか。チップベースですか。というのは、この前、経済委員会で課長が説明されたのは、たしかあの、一日何立米、チップ燃やすんですかという私の質問に対して、課長は1.8立米とおっしゃいましたよね。記憶にありますか。市町村支援機構のデータですと。私あの、きらら289で実際問題、何立米燃やすんだといったようなこととか、いろいろ聞いてみたんですが、これについては一日3立米燃やすということになってるんですよ。で、私、課長のほうからいろいろ話は聞くんですが、どうしてもあの、現場の、はたしてこれだけの間伐材が集まるのか。で、森林組合に発注して、無理やりお金払って、集めれば集まるだろうなど。じゃあ今、要はその、土場っていいですか、ストックヤードというか、それがどこにつくるのか。今決まっているのかといったようなこと考えますと、はたしてこのチップのボイラーが、2億4,000万ですか、それほどのお金をかけてつくって、完成はしたが、まわるか。チップがそれまでに届くんだろうかと。最初はね、伊南のチップを、伊南も使ってくれというお話でしたので、私は最初、伊南のチップ持って来て、半年や一年まわして、それから木の駅構想でできるのかなというふうに思っておったんですが、それもできないといったようなことで、本当に私は、やることは賛成。ただ、こんなその急なスケジュールで具体的にできるのかということが私は一番心配です。

それとですね、あの、今日の課長の答弁の中で、ちょっとあの、聞き漏らしたこともあったんですが、きらら289は、要は、メインの暖房に、メインのその機械として、ボイラーとして、木質バイオマスボイラーを入れると。で、それ以外の今までの化石燃料はあくまでも副だと。私も何回もあそこ見に行ったんですが、チップが上がってくるときに、何かに引っかかって、チップが止まることあるんですよ。そうすると、要は、もう、電気信号だか何かで、もうボイラーが止まっちゃう。そんなときに代替として今まで使っていた化石ボイラーを、もう自動的に着火するようになっている。そんなことからですね、私はあの、本当にその、こういうシステムが具体的に湯ら里にできるのかなという心配を、私はいっぱい持っ

ています。私は希望としては市町村支援機構の、このデータを作った人がここに来て、そして我々と、なんていいですか、ディスカッションというか、議論をさせていただきたいなと。そうでもなければ、先ほどらい、大塚議員から指摘されましたように、前に私はあの、なんでしたっけ、えらい、1億円もかけたあの、ボイラーに、失敗して、

〔発言する者あり〕

○2番（藤田 力君）　そうです。ありがとうございます。そのあおりで、私はもう10年らい、あの時失敗したというふうに言われてますので、私は二度目の失敗は絶対やりたくないなと思いますので、是非あの、課長に、本当に、こんな同時スタートで、そしてたかだか300万くらいのコストメリット。私は思うんですが、仁也議員もそうですが、私もあそこに5年間使って、5年間でない、使ってもらってたんでよくわかりますが、300万くらいのコストメリットを出すと。ボイラーのどこまで、この木質ボイラーのところまで、あれ、年間、除雪しているだけでも、私はそれくらいのお金はかかっちゃうんじゃないかなと。ですから、もうちょっとですね、地についた計画でないと、この前のように失敗する可能性も十分あると思いますので、その辺り、課長あの、大丈夫でしょうか。もう1回答弁下さい。

○議長（齋藤邦夫君）　農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君）　ただ今、ご質問の点でございますけども、先ほど申し上げました点でございますけども、年間使用料700立米と申し上げましたのは、こちらは原木ベースの数字でございます。それであの、きららのお話ございましたけれども、おそらくはそちらはチップの、まあ、量かと思えます。原木からチップにしますと、大体、約3倍の量になりますので、その差かなという点でございます。

あと使用燃料につきましては、森林資源の枯渇のご心配があるところでございますけれども、現状でも町有林はじめ、森林整備行っております。それでまあ、間伐を行っておりますが、現在検討しておりますのが、主に燃料につきましては、現在行って、搬出もかけております間伐材。こちらのほうは一応その山土場のほうまでは持って来ておりますけれども、なかなか利用されなくて未利用の状態になっているということがございますので、そちらのものを間伐材を中心に利用するというような考え方でおります。

あとまあ、コスト面でのお話でございますけれども、これにつきましてはまあ、コストの削減につきましてはいろいろご心配いただいているところでございますけれども、一応そのまあ、湯ら里のほうのですね、燃料削減のほうにも資するという部分がございますので、そ

のまあ、コストの算出ですね、それにつきましては、概要についてはお示しをしているところでございますけれども、それにつきましてもまあ、詳細に、さらに詳細に検討しまして、そのような形で、資源の枯渇や、湯ら里のほうに負担になるというようなことのないような形で慎重にですね、計画進めてまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今、要は、原木ベースで700立米ということで、私の試算では2.7倍ということなんで、十分その、対応できるのかなというふうに思います。私が心配するのは、そういう間伐材だろうが、何材だろうが、木の駅構想的な構想があって、そういう段取りがあって、現場があって、ホイロローダーとか、そういう機械がそろっていて、はじめてこのチップはできるわけですよ。ですから、今、どこにそれができるか。それも全然こう、我々には知らされない中で、そして、その、来年の3月31日にはもう両方出来上がるというお答えなんじゃないかなと思いますが、私はそれを心配するのが一つ。

二つ目は、コスト削減を、より細かなところまで検討しますというお話ですが、やっぱりですね、あの、2億もお金かけて、コストがいくら削減になるのか。それを、議員さんが聞いたときに、当局のほうは、要は詳細については、冗談でないですよ、詳細よりもこれがね、やっぱり一番大事なことじゃないかと思うんですよ。私はそのように思います。ですから、この、過疎債の計画について、私は計画はすごく良いと思うんです。ただ、本当に、最初から言っているように、間に合うのかと。順調にその、まわるのかと。まわらないと、やはり、せっかくかけたお金が止まるということになりますので、私はやはり、そういったところを、きちんと、農林振興課長が絶対にまわりますと、どちらも間に合わせて、確実に、市町村支援機構のシステムでまわりますということを、ここで是非ね、きちっと断言していただくとか、約束していただくとか、そういったことが私はやはり、この中では必要なんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ご心配の点については、経済委員会のほうでもご説明はさせていただいているところでございますけれども、勿論その、資源の枯渇というようなことがあればですね、そのまあ、費用をかけて整備したものが無駄になってしまうということがございますので、その点についてはですね、今年度、まあ、ボイラーのほうの調査設計を行っておりますけれども、その段階で十分に確認はしているというところでございます。その

点についてはですね、ちょっと説明不足という点もございますので、それについては、尚、また説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 今度、3回目。

○2番（藤田 力君） すみません。3回目です。

それで、私あの、心配しているのは、むしろ途中なかよりも、最初、この集めるシステム、チップという2、100万もする機械を備え付けて、そこにその、要は、まあ、課長が言うその間伐材を入れて、まわして、はたしてね、最初、まわるのかどうか。それまでに間に合うのかどうか。私はそれが一番心配です。

それと、あともう1点なんです、間伐材、間伐材とおっしゃいますが、只見町の、町有林の間伐材だけ集めて、これを対応しようというふうにお考えなんでしょうか。私は、やはりあの、素直に考えたのは、四国のほうに研修に行かせてもらいました。その栲原だったか、あそこに研修に行った時に、あそこはペレットを作っておりました。で、私ら、研修に行った時に、軽トラックでじいちゃんが、こんな太い、杉の木のこんな、要は根っこ剥がしたボタなんです、それを持って来て、ペレットをその、作る工場に入れて、そしてそれを一番先、カンカンという台車測りにかけて、そしてその後、それをおろして、ユンボで全部割って、そしてストックヤードに入れましたが、私は具体的に、只見町の間伐材、間伐材っておっしゃいますが、それを、お金をかけて間伐をして、そしてそれを全部その、突貫できるストックヤードに運んで、それをその、やったんでは、私は財政が大変になるんじゃないかなと。むしろ、南会津町みたいに、1立米いくらで森林組合から買うと。それに対して町は補助すると。そういう仕組み。これがまあ、俗に言われる木の駅構想です。で、木の駅構想が具体的にまわって、良いものだったら製材屋に出すと。要は薪にしかないんだったら、森林組合が薪作って、薪欲しい人に売ると。C材っていうその一番レベルの低い材料をこのチップにまわすと。そういう仕組みが私は一番大事なんじゃないかなと。ですから、最初から私は、順序がこれでは逆じゃないですかというふうにお話しました。いずれ予算でもこういった議論にはなるとお思いますので、是非、私らに、やることは、良いということは皆さん言ってますので、そのシステムだけなんです。生コンクリートを打ってから、すぐ台車つけるわけにもいきません。是非その辺りは、我々の納得できる説明が私はほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） バイオマスボイラーについての燃料の点でございますけれども、町有林の間伐ということでございますけれども、これについては先ほどご説明しましたとおり、現在も町有林整備ということで間伐は行っております。その間伐材については、なかなか利用できていないということでございますので、当初、チップボイラーが始めた当初については町有林の間伐材が中心になるというような考え方でおります。それについては、それ以外の部分については、当然その民有林、町有林以外の個人の山主さんが持っている民有林からの木材、そちらの間伐というのも行っておりますけれども、搬出が行われずに切り捨て間伐になっていると。非常にまあ、もったいない状態になっておりますので、それについて出口をつくって、先ほど議員おっしゃいました買い取りを行うという計画でおります。それでまあ、全体の材積を確保していくというような形で全体の計画を考えております。

あと、薪の点につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、いろいろな材が集まってまいります。それでまあ、その材質によりまして、良い材については勿論、製材のほうにまわしていく。広葉樹については薪に使う。それにもならないような針葉樹のものについてはチップにしてチップボイラーの燃料にするといった考え方でおります。只見町の人工林については、ほとんどが針葉樹ということでございますので、主にはまあ、そのチップになる部分が多くなるのかなと思っておりますけれども、そういう仕分けをですね、この木材集積加工場のほうで行って、薪なり、チップなりの加工も併せて行うという内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。質問。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 皆さんが今、バイオマスボイラーについてお話ですが、私もその順番がちょっと、おかしいかなという気がします。それで、ここに木材集積加工場整備事業という欄がありますけれども、ここ、前にもお話があったのかどうか分かりませんが、もう一度お聞きしたいんですね。燃料であるチップを加工するための工場を新たに整備するというものですが、その整備の過程というか、をお話していただきたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 木材集積加工場の加工の部分でございますけれども、只見町の間伐材を中心に、一定の、町の集積場に、一箇所に集めます。それでまあ、チップにす

る機械をそこに整備をいたしまして、その集めました間伐材等をその機械にかけてチップを生産すると。生産したチップにつきましては、湯ら里に整備予定であります木質バイオマスボイラー。こちらに運んで燃料にすると、いった形の作業になります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 加工するための行程はそう、あれでしょうけども、工場を新たに整備するということで、このところは、今、町でやられている製材所とか、新たに町でそれを整備するということなのか。そこら辺を、ちょっとわからないので。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ご質問の点につきましては、製材所、町内に2箇所ございますけれども、チップ加工用の機械というものがございませんので、あとその、町土場といえますか、材を集積する場所、こちらもないという状況でございますので、それを併せて整備するという形でございます。工場というような大掛かりなものではございませんで、単純にチップにする機械を設置して、そこでチップの加工を行うということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

3回目です。

○4番（山岸フミ子君） その工場の、まあ2箇所の製材所があるけれども、なんかそこら辺が、もう、ちょっとぼやけているような感じがするんですけども、そのチップをあれする、作る機械がないから、どうなのかっていうか、そのとこでは、その製材所ではできないので、新たに作ってやるのかどうなのか。そこがちょっとわからなかったのですが。

あとそれから、3回目なんでもう一つ、ついでに聞きますが、その下に橋梁補修事業というところがありますけども、この橋梁の補修を実施するということですが、長寿命化によってということですけど、この具体的なその場所とか、箇所、場所ですか。そういうのはわかったらお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） チップの加工の点でございますけれども、具体的には木材を削るような形でチップにするというような形の機械を導入してチップにするということでございます。あと集積材でまあ、一定の箇所に集めるという部分でございますけれども、当然あの、山から木を持ってきまして、冬場は林道、雪で入れませんので、冬場に使う分を一定の土場にですね、貯めておく必要があるというところで、この集積という部分が必要にな

ってまいります。あとまあ、同じ場所で加工いたしませんと、木材の移動、大変でございますので、併せてチップの加工の設備をそこに併せて整備するといった形でこの事業のところは考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 橋梁補修事業の関係でございますが、これは道路構造物の橋梁部門において、長寿命化計画を策定し、それによって補修計画を立てると。点検をしなければ補修関係が国の補助事業に該当しないということで点検を、これは済みでございます。橋梁の15メートル以上の橋梁が該当になっておりまして、只見町では60数橋ございます。それを損傷度の高いものから順次行っていくということでございますが、大体10年計画ぐらいで補修を終わらせるところでございます。どこかということをおっしゃいましたが、来年度は3基ほどありますが、特に小川橋、災害で一部新設、一部残っております。災害を受けてまして、そしてあと老朽化も進んでますので、特に遊間の遊びがございませんので、そういうところ。そして周部分。そういうところの補修をいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） すみません。ちょっと素朴な疑問なんですけども、ちょっとどこかで私が聞き漏らしていたために知らないだけだったら申し訳ないんですが、以前、木の駅構想っていう名前で事業を行おうとしていたかなと思うんですけど、これがいつの間にか、なんか、木材集積加工場整備事業っていうふうになってしまっているのか。これ、イコールなのか。それともあえて名称を変えた理由があるのか。どういう経緯で、なんか最近、木の駅構想という言葉自体を聞かなくなっちゃったのはどうしてなのか。皆さん、ご存じ、私だけ取り残されているのか、ちょっと、よくわからなかったのも、その辺り、ちゃんと明確に、いつの時点で変わっちゃったのか。なくなっちゃったのか。立ち消えになって新しい事業になったのか。あるいは同じことを違う言葉で言っているだけなのかとか、ちょっと説明をいただきたいと思ひまして、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 木の駅構想についてでございますけれども、これにつきましては、過去の議会で一般質問等もいただいておりますけれども、

昨年度、検討会のほうを開きまして、検討会の案ということで木の駅構想というものをまとめて町長のほうにご報告をしたところでございます。その内容についてはですね、森林資源の活用という部分でエネルギーの地産地消が主な内容になっております。その報告書の内容についてはですね、集材に若干、不安があるということで、まず木材の買い取りをやって、薪を作って販売するといったような内容。で、その内容を踏まえてですね、試行的にそういったことを行いまして、その内容を踏まえてですね、その木質バイオマスボイラーの整備を検討するといったような内容でございました。この内容について、町長のほうに報告をいたしましたけれども、それと、その、今回、過疎計画にあがっております木材集積加工場の整備でございますけれども、これについては、まあ、そのバイオマスボイラーと一体の部分でございますけれども、まあ、そういった中で、木材の集積、集材にですね、非常にその、不安があるということで、出口のほうを整備しないと、なかなかその物事が進んでいけないということがありまして、バイオマスボイラーのほうの整備のほうをやっていくと。あと木材集積加工場につきましては、今申し上げたように、民間からの木材の買い取り、あと薪の加工というのも含んで、この中で行っていくということでございます。あとその木材の集積につきましては、森林整備の中で実際今、間伐を行っております。その中で町有林はじめ、間伐の材積出ておりますので、その中でですね、そのバイオマスボイラー、湯ら里へのバイオマスボイラーの燃料は確保できる見込みになりましたので、こういった流れの中で事業の方を進めさせていただきたいというような経過でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長に申し上げますけれども、質問者は木の駅構想と、いわゆる木材の集積加工場ですか、それがイコールなのか。もし、イコールでないとするならば、どこがどう違うのか。その比較だけ、ひとつ、説明してみてください。

農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） それにつきましては、木の駅構想の中身を包含したような形で木材集積加工場を整備したいということでございます。薪だけではなくて、チップでも生産するという意味で、包含した内容ということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 今、木の駅構想包含した形というふうにおっしゃいましたけど、先ほどの説明を、私が聞いている限りですと、なんとなく、木の駅構想というのは元々、いろんな出口を想定したうえで、とりあえずその木全般、保管しておく所というイメージだっ

たんですけど、今回のこの木材集積加工場は湯ら里に設置するバイオマスボイラーとセットのようなものだから、基本的にはまずそのボイラーで使うための集積加工場っていう、なんか包含というよりも限定的な用途としての、というふうに聞こえたんですけど、なんか、矛盾しませんかね。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 担当課長はあの、こう、厳密にといいますか、たぶん、そういった思いがより強かったのかなというふうにちょっと思いましたけども、要は、木の駅構想と違うのか、違わないのかということですから、木の駅構想とイコールです。イコールです。そして、その考え、それを実践していく時に、それは木の駅は木の駅構想ですから、ですから、いつかの議会の時も1番議員からも質問いただきましたが、木の駅構想がなくなったのは残念だと。その後こういう話をした時に、こういったことがあるんでしたら、もっと早く説明していただきたかったという場面も、今思い起こしてますが、木の駅構想とイコールで、それを具体的に事業化してきた時に、この集積加工場の整備をしていきたい、バイオマスボイラーを整備していきたいという考え方です。ですからこれで終わりではありません。構想まだ、それ以外の構想含んでますから。第一段がこれで、それ以外の構想の中に含まれている事業を着実にやっていくという整理になります。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。10番。

3回目です。

○10番（石橋明日香君） たぶん理解したと思うんですが、この木の駅構想は一旦終わって、集積加工場という形で新たに事業を始動するっていう説明は、されてないですよ。いつの間にか、こう変わって、私の頭の中で、あれって。これからはちゃんと事前に、そういうふうな新しい名称で始動したということを説明していただければ誤解がないかなと思います。

あともう一つ、念のための確認なんですけども、今、町内にある杉の植林された箇所っていうのは、今後、適宜、間伐していきながらも、以前のお話ですと広葉樹に切り替えていくっていうふうにお伺いしていますけども、それは、例えば今ある、町内で間伐できる広葉樹を間伐しながら植林を同時に、そういうところにしていくのか。それとも、杉があるところの間伐に関しても、杉から広葉樹、針葉樹から広葉樹に変えていくっていうふうなイメージでよろしいでしょうか。それとも杉は杉でもう別個に考えていらっしゃるのか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 植林をいたしました人工林、今後の活用の仕方ということでございますけれども、内容についてはですね、正直申し上げて、どういう方向性でいるのかというのは、現在、決まっているところではございません。方法といたしましては、杉を伐った後にですね、広葉樹を植えて、針葉樹と広葉樹の、まあ、混合した林にするといった方法もございます。またあの、今、現状ではその、人工林についてですね、全部伐ってしまって、また植え直すといったことについてはですね、現在、あまり行われているところではございませんので、その点につきましてはですね、今後の検討課題といったところで考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 今、いろいろな方の意見を聞いて、簡単な質問です。木材集積加工場整備事業ということで、課長のほうからチップを加工する機械と集積場だけがあればいいということ、のような説明に聞こえたんですが、そうであればやはり、明和小学校の跡地にある体育館、古い体育館、ああいうのを利用される考えなのかどうかを、1点お聞かせ願います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 木材の集積につきましては、屋内、その床の張った屋内というところには、重量の関係等もありまして、収納できないというふうに思っております。基本的にはまあ、屋外に集積するような形で現在のところ検討しております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 今あの、やってます議案というのは、過疎地域自立促進市町村計画変更理由書ということの議案で、これ、国の交付金、過疎地域等自立活性化推進交付金を利用してということだぶんこういうことになったと思いますが、そうであれば、過疎地域遊休施設再整備事業というのも一緒に国は出しているわけです。これは公共施設、廃校になったところとか、そういういったところを再利用して使うために補助金を出しますということであれば、べつに床張ってあったら、床剥がせばいいだけで、整備すればいいだけの話じゃないかと思いますが、そういうことの考えはまったくなかったわけですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 6番議員おっしゃるように、そういった使うという選択肢も

ひとつとしてはあると思います。ただ、実際、うちのほうの職員が出向いて、南会津建設事務所と協議しましたが、今のまま使うということは認められないということでもありますので、いずれに使うとしても、新しく造るか、しかないわけですし、今のまま、旧明和小学校を耐震性能が極めて低い診断結果出てますので、あのまま使うという許可はおりません。

○議長（齋藤邦夫君） 小沼信孝君。

3回目です。

○6番（小沼信孝君） その材木を入れる、機械を入れるのに、それほど重要な耐震性が必要なのか、まあ、私はわかりませんが、そうであれば、何らかの補強をすとか、そういったことの整備に対してお金を出しますと国は言ってるわけですから、あるものを有効利用するべきではないかと思しますので質問したわけです。その、耐震性が問題でだめだということであれば、これはわかりますが、一応まあ、そういう事業があつて、あるものを利用したらいいんじゃないかという質問でしたので、わかりました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第26号 只見町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第27号 只見町第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第27号 只見町第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定についてを説明いたします。

只見町第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画を別紙のとおり策定することについて、只見町議会基本条例第17条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それではあの、只見町の第7次高齢者福祉計画、それから第6期介護保険事業計画のほうをご覧いただきたいと思います。

この計画でございますけども、平成27年度から29年度までの3年間の高齢者の総合計画ということになります。この計画は3年ごとに見直しをしまして、主に期間内の人口や認定者を推計し、また過去の給付費の実績や今後の見込み等を推計しまして、期間中の介護保険料を最終的に決定しているというものでございます。

それでは、計画書により内容の説明をさせていただきます。

まず一枚めくっていただきまして目次でございます。序章から第1章の計画策定にあたって。第2章 高齢者を取り巻く環境。第3章 計画の基本的な考え方。第4章は福祉計画の施策展開と。それから第5章が、今度は介護保険事業の施策の展開。第6章が計画の推進体制。それから資料編ということで大きく八つの括りで構成されております。

次の分、序章につきましては、町の概要ということでございますので、本日はご覧をいただければというふうに思います。

それから、4ページ目の次が第1章ということでございまして、この第1章につきましては計画策定の背景と趣旨ということで、まずここに記載をされていると。中段でございますけども、本町においては65歳以上の比率が43.9パーセントを占めていると。で、人口の高齢化に伴って、家庭における介護力の低下により、介護の問題が老後の最大の不安要因になっているというようなことに今なっております。介護保険制度というのは、こういうことを踏まえまして、社会全体で支え合っていこうというものでございます。要介護状態になった高齢者のための制度ということでございますけども、その一方では介護状態にならない

ための予防事業と、介護予防事業なんかも大変重要だということで考えられております。介護予防に関する施策は高齢者福祉計画で提供いたしますけども、介護保険制度の中でも地域支援事業、総合事業というような形で介護予防事業のほうを重視し、事業のほうを行っていくというものでございます。高齢者一人一人の自助努力や自己責任は当然でございますけども、自己啓発を図るための様々な広報活動や機会も大変大切だというふうに考えております。保健・福祉・医療が一体となった元気な町づくりを目指しまして、第6次振興計画や国・県との整合を図りながら、この両計画が総合的、一体的に提供できるように推進していきますということでございます。これらの背景、趣旨によりまして、今後3年間の事業と。それに取り組んでいくということでございます。高齢者の福祉施策の事業であったり、介護保険事業の中での介護給付費の分、それから介護予防総合事業等への取り組みをしていこうというものでございます。その裏からは、法令の根拠だとか、計画、期間等でございます。

13ページ目の高齢者を取り巻く環境からは、人口の、今まで、26年までの人口の構成やその推移であったり、15ページ目の高齢者の世帯の推移であったりということで、18ページ目までの分について、18ページ目の介護認定者の推移までということで、それについては今現在までの数字のほうを記載しているということでございます。19ページ目でございますが、第6期計画の課題等ということでございまして、これにつきましてはニーズ調査を実施、26年の3月ですか、ニーズ調査のほうを実施しまして、それによりまして第6期中の課題が浮かび上がってきたということでございます。物忘れやうつ傾向に対する予防・支援対策の取り組みということで、こういう取り組みが必要だということであったり、その下には、地域に住む高齢者同士の相互扶助精神が必要だということで、ふれあいや見守りの強化をしていこうと。それから三つ目には、新たな要支援や要介護認定にならないように地域における介護予防事業を充実していこうというようなことございまして、こういうような必要な事業が出てきたということでございます。それで、20ページ目にありますその新総合事業への取り組みというものにつきましては、今ほど言いましたようなその課題に対して、今度、新しいその介護予防、日常生活支援の総合事業というものは、本来、29年度までの実施が義務付けられたということでございますけども、町におきましては27年度中に移行すると。できるものからやっていって、介護予防や生活支援を必要としている高齢者に対し、必要なサービスが提供できるような体制を整え、整備していこうというような内容でございます。それからその下がまあ、町民と行政が協働関係を築くということで、地域

の力を活用して取り組んでいこうというような内容でございます。

次に23ページ目でございます。これ第3章ということで、基本的な考え方、計画の基本理念ということでございまして、この基本理念につきましては、本町は全国に比べると高齢者の割合が非常に高いと。で、これに伴って介護が必要な高齢者の割合も高い状況にある。介護が必要な高齢者数の増加が見込まれる中、元気な高齢者が地域を支える担い手として活躍されることが本町においても益々期待されるというようなことでございます。高齢者一人一人の様々な活動は一次予防としての介護予防に繋がり、さらには地域の支え合いの大きな力になることが期待されているというようなことで、こういう内容をその基本理念といたしまして、次ページ以降、高齢者の福祉計画の基本方針としては四つ挙げております。地域において安全・安心に生活をおくることができるようにだとか、あるいはあの、高齢者自らが健康維持、増進に心がけ、健康づくりに積極的に参加できるような環境を目指しますとか、そういうことでの四つを方針としていると。それから介護保険事業につきましては3点でございます。特に二つ目の、介護予防の取り組みと生活支援サービスの充実を一体的に推進していきますというような内容で方針のほうを挙げさせていただいているというところがございます。

それから、第4章につきましては29ページ目でございますが、高齢者福祉計画の施策の展開ということでございます。ここにあの、表になっておりますけども、一番左側が高齢者福祉の推進と。その真ん中辺、高齢者福祉施策の提供実績と目標ということがまずございまして、その右側にまた7点のそれぞれの事業があると。この見方につきましては、例えば、33ページ目、ご覧いただきたいと思うんですが、33ページ目の一番上段。そこに高齢者福祉施策の提供実績と目標ということで記載されてございまして、その下に今度は在宅高齢者福祉事業ということで、何点かそこにもまた記載になっていると。ですから、高齢者福祉施策の提供実績と目標の一つ目の在宅高齢者福祉事業については、(1)の部分でそこに事業名が記載になっていると。今現在、そこに数字が入っているのは、今現在やっている部分でございます。実績がありまして、29年度の目標がそこにあるということで寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスであったり、緊急通報等の事業がそこに記載になっていると。裏面ずっといきまして、34ページ目の福祉商品券だったり、屋根の除雪だったり、35ページ目の敬老会や敬老祝金の関係と、35ページまでがこの在宅高齢者福祉事業の内容ということでございます。それから、その次の高齢者保健サービスにつきましては、健康相談及び健康教育等の

場で、例えば①にありますように、健康手帳を配付したり、健康教育のほうを行っているというような内容で、そこについては39ページ目のそれぞれのがん検診であったり、訪問指導等の内容がそこに記載されているということでございます。その下につきましても見方同じような形でございます、生きがづくりや健康づくり事業、社会福祉法人の減免関係の事業等がその後に続いているということでございます。それから42ページ目でございますが、42ページ目につきましては圏域の設定ということでございます。圏域の設定につきましては地域包括支援センターを中心に、地域の施設およびマンパワーの連携を図って、元気な高齢者の介護予防事業から要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援を行い、地域ケア体制の中心的役割を担っているということで、上のほうにありますように、本町では日常生活圏域を一圏域として設定させていただいたということでございます。それから、2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築ということでございますけれども、これにつきましては団塊の世代、75歳以上となり、介護が必要な高齢者の急速に増加する37年までの間に、各地域の実情に応じた包括ケアシステムの構築を目指していくというような内容でそこに記載しております。それから、47ページ目につきましては、それぞれアンケートをとった結果で、地域の取組方針ということで、その内容を基にしまして、どうしていこうということでそこに取組方針を挙げさせていただいたと。一つは情報発信と双方向のコミュニケーションということで、一つ目のそれについては、地域包括ケアについて理解してもらうことが大切だということで、そのためには積極的にわかりやすく情報を発信して、行政と住民が共通認識を持って取り組んでいこうというようなことでございます。それから合意形成であったり、サービス提供のための体制整備をそこで挙げていると。それから、取り組みの4。これは不足する支援・サービスの把握と解決ということでございます、その中段に書いておきましたけれども、地域内で活用可能な資源はないか。今まで気づいていなかった潜在的な資源があるのではないかということを探り、それぞれの地域ならではの資源を有効に活用できるよう地域を支援していくということでございます。まあ、部落座談会等の中でそこら辺の部分については徐々に確認をさせていただいて、そういう資源があるか・ないかの部分を探っていきたいというふうに感じております。

それから、第5章目に移りたいと思います。第5章目につきましては、介護保険事業制度の施策展開ということで、53ページ目。これにつきましても、その推進体系、見方は同じでございます。56ページ目をご覧いただきたいと思いますが、56ページ目には介護保険

給付対象者数の見込みということで、そこに記載になっております。で、その一つ一つが記載になってます。それで、その次の58ページ目にサービスの実績と見込みということがございまして、それが今度、今こちらのほうでサービス給付を行っているような実績と、それから今後のサービス見込料がその中で表としての記載になっていると。で、訪問介護であったり、訪問入浴であったりということで、数字がゼロの分につきましては、これはあの、実際に数字のほうが出てないということとございまして、実際、事業のほうを展開してないというようなこととございまして、それから、これにつきましては介護給付費ということとございまして、実績と今後の見込みをそこに挙げているということとです。それから69ページ目とございまして、69ページ目は今回の制度改正ではということと、新たな包括的支援事業に在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の推進、地域ケア会議の推進。それから、その次、まあ、生活支援サービスの体制整備にかかる事業が位置付けられたということとございまして、下の表にありますように、現行と見直し後ということと、その中段とございまして、現行の訪問介護や通所介護については、今度、新しい予防事業・日常生活支援事業に変わっていくというような内容とございまして、それから74ページ目とございまして、74ページ目が、新しくというか、その総合事業の実施ということと、ここに具体的な内容を記載しております。まずあの、訪問介護につきましては、ホームヘルパー分とございまして、27年度途中からのサービスを総合事業のほうに切り替えるというような予定とございます。それから、訪問サービス型Aについては、介護サービス、今の事業者でできない分、それについては訪問介護事業者以外の事業者によるサービスだということとの位置付けをしてと。それからその下が、訪問型サービスBということと、これがあの、住民主体の自主活動によるサービスの提供部分ということと、27年度から集落内で、そういう団体を募って行って、28年度以降のその実施を目標としているというような内容とです。通所介護につきましても同じような内容とございまして、それから、あと、そのほか、82ページ目の任意事業があったり、そのほかの事業がそこにずっと列記されてとございます。最終的に介護保険料という部分を、今までのその事業であったり、介護サービス給付の関係から推計をするというようなこととございまして、86ページ目以降に介護給付費の見込みであったり、その施設サービス料や給付費の推計をその中でしているということとございまして、91ページ目にはそういうその推計に基づいた介護サービス給付費を基にしまして、6番目の、⑥の第1号被保険者保険料の設定ということと、昨日もお話しましたが、6から、今度は9段階に分かれていくと

いうことをごさいますて、ちょっと太枠で書かれている部分が新第5段階ということで、月額4,810円だと。それから、それぞれ、その傾斜配分があるという話をしましたが、その基準額に対して、第1段階についてはその50パーセント、第2については75パーセント、というような見方をごさいますて、それからその課税、第6、第7、第8、第9については、今後は割増というような形で、第6段階については基準額の120、第7については130、第8が150、第9が基準額の170パーセントというような数字でご負担をいただくというような内容となります。裏でごさいますて、ただし第6期期間中、来年からの期間中については、低所得者分については昨日もお話しましたが、その負担の増になるということはないということでありまして、さらに第6期期間中は低所得者の第1号保険料の軽減強化のためということで、新第1段階から第3段階については給付費の5割の、公費とはまた別の公費を投入しまして、低所得者の保険料をさらに軽減していくということをごさいます。27年、28年度の保険料については第1段階のほうで基準額のまた5パーセント減ということで50パーセントだったものを45パーセントの保険料にするということをごさいます。それから、平成29年度の保険料については、今度は第1、第2、第3段階の方が該当になりまして、それぞれの基準額の、第1段階ではさらにまた15パーセント減の30パーセントと。それから第2段階については基準額の50パーセント。それから第3段階については基準額の70ということで、それぞれまた、率のほう下がっていくというような内容をごさいます。

それから推進体制については、すみません、95ページ目をごさいます。推進体制についてはそこに記載のとおり、委員会のほうの設置をした中でその見直しだとかを、状況に、どういうふうになっているかということをチェックする機能のために委員会のほうを設置しているというようなことをごさいます。そのほか、何点かごさいますて、ご覧いただければというふうに思います。

それから99ページ目。これは資料編ということでごさいますて、ニーズ調査等の結果に基づくものがそこに記載しているというような内容をごさいます。

計画につきましては以上のような説明となります。よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 48ページの取組4というところで、不足する支援・サービスの把握

と解決ということがありますが、先ほど課長の説明の中で、地域内で活用な資源がないか、今まで気づいていなかった潜在的な資源があるのではないかということですが、資源を有効に活用できる地域を支援していきますとありますが、これはあの、どういった資源ということをお指しておられるのか。まずお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） これにつきましても、結局その、地域内での生活支援等に係るそういう、人材というか、組織が組めればということで、まずはあの、そういう制度の、制度っていうか、こういうその意味合いで事業を展開していきたいんだというような説明を集落の中に入ってさせていただいたうえで、いや、これだったらできそうだなというような、そういうその事業を探っていくと。それでその事業が総合事業の中に該当するというのであれば、それは何らかの、なんていうんですか、お金の発生も出ますので、支援についてはそういう内容でやりとりをさせていただくというようなことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 簡単に言いますと、例えば、昨日だか一昨日の一般質問の際に、町長答弁にあったように、いきいきサロン等ということがありましたが、そういったような取り組みをしているところに対して支援をしていくということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それにつきましては、総合事業のほうへの移行ということで、該当できる分についてはその事業の中でみていって、何らかの支援は可能であると思いますので、そういう総合事業への移行をまずさせていただくと。その位置付けをさせていただくということにさせていただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） いいですか。

ほかにありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 今のいきいきサロンのことですが、社会資源をということですがけれども、何度か、地域のその会に行ってきたして、そのボランティアでやって、地域の方がやっておられること、話を聞いたんですけども、ボランティア、その方も日常は働いておられるので、もう日曜日に出るというのも、結構、なかなか大変だと。ボランティアだけでね、これからずっと、若い人が少なくなって年寄りが残るということでは、またまたそこで老老

介護みたいなことになってしまうのかなという気もあるんですが、そのボランティアだけでは、やっぱり、やっている方も生きがいも段々薄れてしまうようなことがあるんじゃないのかなと思うんですね。で、ある自治体では、そのボランティア、介護だけじゃなくていろんなボランティアをした時に、そのポイント、今、ポイント形式が多いんですが、ポイントを形式やって、年に、ポイントにあわせてその方にお礼というか、そういうのをやって、生きがいをもってやってもらうというようなこともしているところがあるようなんですが、そのいきいきサロン自体に支援をすると、そこから出るのかもしれませんが、そういう、ちょっと、そういうことも考えられないかなと思いましたので。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） ポイント関係の分については、何回かテレビのほうでも見たことがございます。でまあ、今ほどのそのボランティアをとということから、その支援ということにつきましては、先ほどもお話しましたが、総合事業への移行という部分の中で、その内容等よく確認させていただいて、支援できるものがあればお手伝いをさせていただくというような形にしたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 是非、何らかの、その人達のあれになるように、お願いしたいと思います。

で、もう一つですが、25ページにあります、この①のところですけど、高齢者が安心して暮らせる町づくりというところで、在宅を受けて、在宅サービスを受けておられる方で、これはあの、訪問を受けておられる方、ヘルパーさんを派遣されている方で、これは社会福祉協議会のあれになるのかなとは思いますが、なかなかあの、介護を受ける方は1時間以内ということで、ヘルパーさんも1時間では何もできないのかなという、行ったり来たりで終わっちゃうみたいな感じで、どちらからもこう、満足が得られないということが出されておりますが、また、介護人の、今、大変な、私も、親を今、看ていただいているんですが、本当にあの、重労働、大変な仕事だと思っております。感謝しておりますが、その介護人の方の、ヘルパーさんだけではなく、施設におられる介護人の方の処遇改善を是非あの、していただきたいと思うものですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 処遇改善につきましては、今回の介護報酬の引き下げと反対に、たぶんあの、制度というか、そのなかでみているものという、職員についてはそういう内容でございます。またあの、家族の方につきましては、なかなかそういう部分での援助というのは、ちょっと無理でございますので、例えば、家族の方に対しての、高齢者の事業でありますリフレッシュサービス事業だとか、そういう部分で該当になった場合には、サービスを利用していただくというような形がいいのかなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「発言する者あり」〕

○議長（齋藤邦夫君） 1時間というのを、ちょっと短いというさっきの話だったんだけど、それは改善されるのかな。

福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 時間についてのその介護サービスの内容、そのホームヘルパー分については、細かくというか、理解というか、何時間までどうこうということはちょっと理解してはいないんですが、ただあの、そこから出た分につきましては、これはたぶん、自費というような形になろうかと思いますが、その、全然、それ以上について使えないというようなことはなくて、あとは相談の中でというか、ケアプラン、居宅になるものなのか、社協のほうの分になるのかというのは、たぶん居宅になると思いますけども、そういうサービスのその利用の方法について相談をしていただくということになると思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4回目です。3回終わりました。

ほかにありませんか。

1番。

○1番（中野大徳君） すみません。ミスプリント、1箇所だけ。23ページ、基本理念の一番下の行なんですけど、あきらかにこれ、り、だと思しますので。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 大変申し訳ありませんでした。ここにつきましては修正をかけた後で製本したものをまた後日お配りするような形にしたいと思います。

ありがとうございました。どうもすみませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第27号 只見町第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第28号 只見町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 議案第28号 只見町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを説明いたします。

只見町子ども・子育て支援事業計画を別紙のとおり策定することについて、只見町議会基本条例第17条第3号及び第9号の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

それではあの、また、こういうような、只見町子ども・子育て支援事業計画をご覧いただきたいと思います。

この計画でございますけども、この計画については平成27年度から31年度までの5ヶ年の子ども・子育てに係る総合計画ということとなります。この計画は子ども・子育ての支

援に関する計画といたしまして、振興計画をはじめ、関連する各種計画との連携を図りながら取り組んでいき、最終年度にはまた計画の達成状況の確認と見直しを行うというような、そういうサイクルで作るものでございます。

それではあの、序論・総論の第1章ということで、そこに策定の背景というものがございます。背景につきましては、現在の子ども・子育て支援をとりまく環境が急激な少子化の進行、それから子どもの孤立感と不安感等の増加等のその問題を抱えているために、新制度によってこれらの課題を解決していこうというものでございます。町では平成25年4月に子ども・子育て支援法に基づきまして、子ども・子育て会議を設置し、国のこの新制度の下、適切なサービスを支援していこうということで、子どもの健やかな成長と子ども・子育てというのを社会全体で環境を整備することを目的に、子ども・子育て支援に係る事業計画を策定し、支援するという内容でございます。この計画の構成につきましては、今の序論・総論ということで基本理念や施策の体系等ございまして、そのほかに各論の1と、それから各論2というその三本立てでございます。

各論1につきましては、国の下でというか、国の中でその、この事業については計画書の中に挙げなさいよというようなことで決められているものでございまして、これがまあ、18ページ目からでございますが、子ども・子育て支援事業についてということで、この中では新制度の認定基準やそういうものを挙げていると。今回変わった分ということでございませぬけども、今までの保育所の保育にかける児童の入所という部分が、今度は認定区分ということで、それぞれ、その認定をした中でそのサービスを受けるということに変わっております。その認定につきましては中段、三つの認定区分ということで、1号認定については、こちらのほうには、只見町にはございませぬが、保育所それから認定こども園にかける認定部分。これは3歳以上の子どもに該当するものと。それから2号認定については、これも3歳以上ということでございませぬが、保育認定ということで利用先は保育所あるいは認定こども園と。それから3号認定については満3歳未満の保育認定ということで、利用先が保育園、認定こども園、地域型保育というような内容となっていると。それから、以前もお話しましたが、今度は保育の利用時間というのが変わりました、それはあの、19ページ目の下から二つ目の四角の部分でございますが、保育の標準時間、それから保育の短時間という二つに分けられます。保育の標準時間につきましては、11時間の保育と。それから保育の短時間については8時間の保育ということで、今度は分けられてくるという内容でございます。そ

れから、その後ろのほうが、22ページ目からが、今度は13事業分ということでございまして、13事業というか、国がこの計画書の中に記載しなさいよというその13事業分でございまして、20ページ目にその一覧みたいなその事業名称というものが出ております。20ページ目にはその利用者の支援事業から、一番最後の多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業までということで、これについて記載しなさいよということでございます。

利用者の支援事業ということについては、今後のまあ、方向性ということでございまして、27年度の見込みはゼロということになってはいますが、保健センターに専任の職員を配置し、配置したその窓口を設置したらいいんじゃないかというようなことで、その計画の数字がその下の表に挙がっているということでございます。それから、その次には地域子育て支援の拠点事業というようなことでございまして、これはあの、類似事業ということで、今の各保育所でやっている、すこやか広場や、あるいはわいわいサロン、遊びの教室、カルガモクラブというような、そういうような実績を基にして、今後の見込みのほうを立てているということでございます。それからその後ろでございすけども、これにつきましては27年度より実施する内容も含まれておりまして、今後の方向性ということで、その妊婦の方が遠方へ通院が余儀なくされており、検診にかかる交通費の公費負担についても検討をしていきますというような内容でこの中では記載していると。あとそのほかについては、数字が入っているものについては、今、現在というか、実施しているものでございます。

それから、あとは、35ページ目でございますけども、放課後子ども総合プランに関するものということで、これについては共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために全ての就学児童が放課後等、安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めていくというようなことでございまして、これはあの、国全体のほうで、国の全体のその目標としまして、31年度末までにはそういうものを設置するよう努めなさいよというような内容で決められているということでございますので、今後については、この計画部分について、教育委員会の分であったり、学校のほうとの協議検討をした中で、方向付けというか、それを進めていきたいというふうに考えております。

それから次の38ページ目以降については、これはあの、町の任意事業ということでございまして、今現在町がやっている部分についての事業内容をそこに記載しているということ

でございます。基本目標1の子どもの健やかな成長を育む環境づくりの中では、今、一番下にありますように、保育料の軽減対策についても、今後、継続してやっていこうというようなことでございますし、またあの、40ページ目にありますように、安心して産み育てられる環境づくりの中では、子宝祝金や、あるいは子ども一時預かりサービスの拡充に努めていこうというような内容で計画のほう立てております。目標の3については地域で子どもを見守り大切にする町づくりの推進ということで、子どもの安全確保であったり、見守り活動の推進等そこに記載していると。ほかにもありますが記載しているということでございます。それから基本目標の4と。これは全ての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実ということで、いろいろなその手当の関係であったり、児童の虐待の発生の予防や、その早期発見に努めた関係機関の連絡強化というような内容を44・45ページのほうに記載をしております。それから46ページ目につきましては、ひとり親家庭の自立ということで、そちらについてもその事業関係、二つばかり記載しているというようなことでございます。

こういう事業をもちまして、これからまあ、5ヶ年の間にこの計画が少しでも進展するような取り組みをしていこうという考えでおります。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 計画ですから決まるとは思いますが、この子ども計画も、先のその、介護関係の計画、これもそうですが、それぞれの期間が終わったら一定の評価はされるわけでしょうね。だとすれば、どういう方々、どういう形で評価をされて、次期計画に結ばれますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 両計画とも、まず計画を作ると。それを実行する。で、評価をして、再度また行動に繋げるというような、そういうサイクルをもって計画の内容等、またその中で策定委員会等ございますので、そういう方々、そしてまあ、ニーズ調査等も実施するというような形での評価であったり課題をつかんでいくというような形でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 14ページですが、保育の方策、今後の方向性というところで、平

成30年度を目途に0歳児保育の実施を図りますということですが、これは、あの、そうなたら皆さんに喜ばれるかなと思います。それで、その下段にあります認定こども園の移行を促進するということが書いてありますが、保護者の方のアンケートでこの前見ましたら、現状のままの保育園ということで続けてほしいという要望が6割ぐらいあったかと思うんですが、そこら辺はどうお考えになりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） この認定こども園の移行という部分につきましては、今現在、保育所のほう3箇所保育のほうのサービスを提供しているということですが、例えばまあ、認定こども園というものについては、ひとつは、まあ、今現在のその保育にかけるといような、そういう児童の部分と、それから教育というものを希望しているその、幼稚園の機能部分。そういうものを兼ね合わせているということですが、その内容によってはどちらにもその、使われるといような、そういう目的といつか、意味を含めて、移行も検討のひとつかなということでの計画になっているということですが。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 認定こども園、保育所と幼稚園が合わさったという、ですが、只見町の場合は、今後ますます、少子化になって子供が少なくなってきた、どっちがいいのかなと、それはあれですけど、保育所に入る認定をしなければならないというのは、父母の就労の時間に合わせてといつか、それをまずは認定をして、それで子供を預けるという感じなんですよね。ですよね。この法律っていつか、今度の改正は。で、その、只見町に合った、その子ども保育の方向性といつか、課長はどれが、方策がいいのかなという想いはお持ちですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） どのような形ということですが、まあ、この計画の中では、保育所設置といつか、ちょっと無理かなということですが、保育所をそのまま継続するか、あるいは将来的には、その状況によって認定こども園、それがその、まあ、希望される中身等も考慮したうえで、もしも、その教育とかなんか、認定こども園が希望されないということであれば、それは保育所一本でもかまわないと思いますが、どちらにもまあ、移れるといような、そういういような計画をもって、進んでいきたいといような考えです。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

4番、山岸フミ子君。

3回目です。

○4番（山岸フミ子君） 私は、子供達が、子育てというか、保育所っていうのは集団でこう、遊んだり、お互いの意識を持ってやるのが良いんじゃないかと思うんですが、それ、一本になればあれでしょうけれども、認定される時間帯がバラバラだと、そういう、子供達が集団で保育されるっていうのが少なくなるんじゃないかと思うんですよ。ですから、そこら辺を考えながら、保護者の方、それから子供たちに不利益にならないようにしていただきたいという想いで、お聞きしているわけです。

それからですね、これは23ページで、地域子育て支援拠点事業ということで、今後の方向性、町内に常設の子育て支援拠点を開設し、とありますが、たぶん、この間、ちょっと見たんですが、町に図書館を、子供たちに図書館をつくってほしいという要望が出されていたような気がするんですが、私、ずっと前から言っているその学童保育というものを兼ね合わせればそれができるのかなという想いがあるんですが、この学童保育、国でも腰を上げてその整備をなさいということが出ておりますが、これを是非、もう何年もこれを私は言っているわけですが、早急にそういう、施策を立てて、今度の予算計上に向けてやっていただきたいと思います。

それから、その次に24ページですが、妊婦健診のことについてですけれども、今後の方向性ということで、健診にかかる交通費の公費負担について検討するということ。これも良いことではあるんですが、私、前から言ってます、妊婦の安全性を考えて、考えてですね、助産婦さんに診療所に月1回配置して来ていただいて、そこで健診を受けて、あと病院の連携は今、いろいろやられておりますから、そのものを含めて考えられないかなと思いますので、その点をちょっとお聞き…

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

3点。

○保健福祉課長（横山祐介君） 1点目につきましては、これあの、常設の支援拠点ということを開設し、ということですが、現在やっているものはそれぞれのところでやっていただいて、将来的にそれがまとまればというような内容でございます。

それから第2点目の、妊婦健診でしたっけ。学童。すみません。学童保育部分につきましては、先ほどの放課後子ども総合プランの中にありますように、今後、関連の部署あるいは

学校の先生方とそういう部分について、なんか、それに代わるものができるか・できないかを協議させていただくというようなことで考えております。

それから第3点目の助産師の部分でございますが、それは以前にもたぶん、お答えしているかと思うんですが、診療所内でのその設備だとか、そういう部分の関係もございまして、今現在はたぶん、実施に至ってないというようなことになろうかと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 他にありませんか。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 確認なんですけども、41ページと46ページで、子ども医療費助成事業で、これは出生時から18歳まで医療費の自己負担分を公費で助成しますということで、これは無料化ですよ。

この46ページで、「2.ひとり親医療費助成事業」で、ひとり親家庭に対し医療費の自己負担分を公費で助成しますということは、これ一緒の事かなあと思ったら、これひとり親ということは、親も無料化になるということですね。大変良い制度だと。

それで、その上の「すこやか激励金支給制度」で、子どもの日に7,000円を支給しますと。7,000円って何か中途半端だったんですけど、これ算式根拠は何だったんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） まずひとり親の分につきましては、無料といっても月額千円の負担をしていただくということでございます。それから、すこやか激励金事業についてはまあ、以前、5,000円というのが今7,000円ということになっているみたいなんですけど、大変申し訳ありませんけども、ちゃんとした積算根拠についてはつかんでおりません。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） ひとり親家庭の自立支援と書いてあるんですね。方針として、ひとり親家庭では就業と子育ての両立が困難であったり、健康面や精神面で不安を抱える状況も考えられることから、生活環境の改善を図り、充実した生活を送れるように取り組む事業なんですね。この5,000円から7,000円にすればいいやでなくて、この目的、方針に合ったような、本当にその、そういうひとり親家庭が生活環境の改善を図り自立した生活を送れるような支援策にしていきたいと思いますが、コメントをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 内容等、もう一度よく確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第28号 只見町子ども・子育て支援事業計画の策定については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

暫時、休議いたします。

3時20分から会議を再開しますのでお願いします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時22分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、休議前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第29号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第

10号)を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長(渡部勇夫君) 議案第29号 平成26年度只見町一般会計補正予算(第10号)を説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,130万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,510万1,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費、その前に2項で、これは第1表の歳入歳出予算補正によります。そして繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正もお願いしてございます。

ページをめくっていただきまして、6ページをご覧ください。6ページから7ページにかけて大変多い事業名となっております。第2表 繰越明許費ですが、総務費から災害復旧費まで、それぞれ、中ほどにあります事業名、一番上ですと、今回の地方創生絡みの総合戦略策定支援関係でございますが、こういった事業からそれぞれ、JR只見線以下、事業名によりましてそれぞれ繰越明許の議決をいただきたいとするものでありますので、この一覧をご覧くださいと思います。

8ページ。これは追加でございますが、債務負担行為の補正でございます。例年通りの債務負担行為の補正をお願いいたします。

9ページが第4表 地方債補正でございまして、災害復旧、辺地対策、過疎対策につきまして、左側の変更前から右側の変更後の内容で議決をお願いするものでございます。

10ページが総括表でございます。歳入でございますが、中ほどに補正額でございますが、今回の特徴的なところは繰入金で4億1,700万減額するところ。あとは町債が9,200万増えますと。あとは地方交付税8,300万が増えますというのが順次、金額の大きなものの総括表の見方でございます。

11ページ、歳出でございます。これにつきましては、総務費が8,800万の減額補正と。を筆頭にいたしまして、災害復旧費は1,730万ほど、逆に増えますが、このような傾向であるということはこの総括表からお汲み取りいただければなというふうに思います。

12ページ。歳入でございます。町税でございますが、それぞれ、個人町民税、法人町民税の増額補正をお願いしてございます。固定資産税も増額でございます。軽自動車税は端数

整理。地方交付税につきましても8,340万ほどの増額をお願いしております。これによりまして、普通交付税は累計22億7,051万9,000円になりました。残りの2億3,000万ほどは特別交付税ということになります。分担金につきましてはそれぞれ農業費の分担金の補正でございます。以下、使用料、国庫支出金につきまして、国庫負担関係は障がい者福祉、児童福祉関係の補正でございます。14ページにつきましては国庫補助金でございますが、社会保障・税番号、いわゆるマイナンバー関係でございます。その下が先ほど申し上げました地方創生絡みの、総務費関係の地方創生先行型、ここに800万増額をお願いしております。下に、その下に児童福祉関係で100万というように、それぞれに出てまいります。また商工費補助金では同様に地方消費喚起型で1,250万6,000円。地方創生先行型で2,039万7,000円をお願いしております。以下、県支出金でございますが、障がい者福祉、児童福祉関係の補正でございます。県補助金につきましても、総務、障がい、環境衛生、農業委員会関係の補正は右側の説明欄をご覧くださいと思います。16ページ。県補助金でございますが、これも同様に農業、林業、住宅費、農林水産業の災害復旧ということで、林道災害復旧が4,999万円。これは26年災の割当額が確定したための増額でございます。県委託金につきましてもそれぞれ説明欄にある内容の委託金の補正でございます。財産運用収入も右の説明欄のとおりであります。財産売払収入につきまして、不動産関係でございますが、町有地の売払収入23万7,000円でございますが、これは河川災害復旧工事にかかる黒谷岩下地内と蒲生字五礼地内の河川災害復旧にかかる売払と国道289号線の整備関係で小林上川原地内の売払でございます。山林等の売払は公団造林の分収益でございます。以下、寄附金、基金繰入金をご覧くださいと思います。18ページも基金繰入金の主なもの申し上げますが、観光施設関係の700万の減は保養センターの外構工事分の残額。教育施設関係は高校振興対策を過疎債に振り替えましたので、その分で減額。誘致対策は運用基金でありますのでそのままみていただいて、電源立地関係は道路補修関係の減。震災復興基金は開発センターの解体分の減。豪雨災害は中小企業関係の支援の過年度分でございます。以下、諸収入につきましては説明欄のとおりの内容になってございます。19ページ、雑入につきましても説明欄のとおりでございます。一番下の原子力損害賠償金59万8,000円でございますが、これは小中学校のプールの水質調査であったり、空間線量の調査の部分を賠償金として雑入に載せてございます。町債につきましては減額が多ございますが、民生債の1億4,380万。これは小規模介護施設等整備事業。いわ

ゆる只見ホームの小規模分でございますが、これあの、予算で、本年度、増額をお願いしたところ。この分につきまして要望を県のほうにお願いしまして、そのうち1億4,380万を二次同意分として今回割り当てをいただいたということでございます。

○総務企画課長（馬場一義君） 続きます、20ページ以降になります。20ページ以降から歳出でありまして、今回3月補正ということでありまして、各科目共通に不用残の整理を行っているといったような内容が中心になってまいります。

まず議会費でありますけれども、旅費関係につきましては若干の増額をお願いしておりますが、それ以外につきましては不用残の整理でございます。

続きます、総務費の一般管理費でございます。給料については整理予算で減額であります。職員手当等につきましては退職手当の負担金の増額以外は整理予算の減額という内容でございます。次のページ、21ページにまいりまして、共済費、旅費、公債費、需用費。いずれも整理予算ということで減額でございます。委託料であります、こちらも不用残の整理であります、庁舎実施設計等委託料1,400万でありますけれども、こちらは実施設計、それから地質調査、地形測量。これの請差分の整理。そのほかに庁舎脇の県道の改良の計画といったものが見込まれるようになりましたので、ランドスケープ、それから外構整備のための設計委託。こういったものを先送りにしたということでこの金額の減額といったような内容になっております。それから負担金、補助及び交付金につきましても、こちらも不用残の整理でございます。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続きます、財産管理費でございますが、それぞれ、役務費、委託料とも減額でございます。22ページを見ていただきまして、総合政策費につきましては、人件費につきましては総務課長申したとおりでございます。委託料で今回113万4,000円増額。そのうち総合戦略分で545万4,000円増えてますが、これは先ほど申し上げました地方創生絡みで、これは国のほうで3月補正で対応するよというものでありますので、時間のない中、の指示ではありましたが、今般、このようにお願いするものでございます。負担金、補助金、交付金につきましては、このとおり減額させていただくものでございます。ユネスコエコパーク推進費、23ページですが、これにつきましても事業の進捗見込みに伴いましての減額でございます。ブナセンター費も同様でございます。

○総務課長（馬場一義君） 続いて、情報システム管理費であります。委託料につきましてはサーバー機器の設定委託の不用残の減額でございます。工事請負費、光ケーブルの支障移転

工事であります、中の橋の添架工事につきまして、N T T 工事が延期されたということで、それに付随しまして先送りになって減額と、そういった内容でございます。

○教育次長（馬場博美君） 続いて、分庁舎管理費でございますが、この建物の電気料に不足が生じますので34万ほど増額をお願いするものでございます。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センター費です。1報酬、賃金、旅費については事業実績及び事業実績見込みによる減額です。13委託料ですけれども、2行目の出会いの場づくり事業委託料についてですが、地方創生先行型の交付金を活用し、事業を委託して実行するものです。その他、開発センター解体工事委託料等、事業実績による減額となっております。使用料及び賃借料、工事請負費等も全て事業実績または見込みによる減額となっております。

○朝日振興センター長（馬場さき子君） 朝日振興センター費でございます。主に経常分の整理予算と事業分の実績による減額分でございます。需用費について、燃料費、公用車分と灯油等につきましては施設利用の増等に伴いまして不足が見込まれますので増額をお願いするものでございます。役務費につきましても電話料に不足が見込まれますので増額をお願いするものでございます。負担金、補助及び交付金につきましては地域づくり交付金の実績による減額でございます。

○明和振興センター長（兼）明和保育所長（横田雅則君） 明和振興センター費ですけれども、こちらのほうも不用残額の整理予算になっております。共済費といたしまして、社会保険料のほうにつきましては生涯学習推進員の社会保険料26万8,000円ほどの増額をお願いするものでございます。そのほかにつきましては事業実施に際しての不用残でございます。

○町民生活課長（新國元久君） 26ページ、中段をご覧いただきたいと思います。総務費のうち、項の2、徴税費であります。職員手当及び償還金及び割引料につきましては年度末までに不用と見込まれるものの減額をお願いをするものであります。

続きまして、その下であります。戸籍住民基本台帳費であります。職員手当。これにつきましても年度末までの不用分の減額をお願いするものであります。

○総務課長（馬場一義君） 続きまして、27ページ。総務費の県知事選挙費であります。これは選挙執行にかかる不用残の整理ということで、総額で50万7,000円を減額させていただく内容でございます。次のページ、28ページにまいりまして、衆議院議員選挙費であります。こちらも選挙執行の不用残ということで68万8,000円を減額させてい

ただ内容でございます。

次のページ、29ページ、委託統計調査費であります、財源内訳の補正ということで県の委託金が入ってまいりますので内訳の補正をさせていただく内容であります。

○保健福祉課長（横山祐介君） 29ページ目、下のほうでございます。民生費の社会福祉総務費でございますが、旅費、それから燃料費につきましては若干の不足見込まれますので今回それぞれ補正をさせていただきたいと思っております。それからその後ろ、役務費については整理予算ということでございます。扶助費についても整理予算というような内容でございます。老人福祉費でございますが、これにつきましては、報償費は整理予算と。それから委託料の高齢者生活福祉センターについては介護報酬の減により委託料が増えるということで103万6,000円を今回増額補正をさせていただいていると。使用料及び賃借料の緊急通報システムについては、実績による整理予算というような、見込みによる減額補正ということでございます。それから障がい者福祉費でございますが、これにつきましても扶助費、償還金。全て実績と見込みによる予算ということでございます。そして老人保健費でございますが、これにつきましては25年の確定によるものということで国庫負担金の返還金として2,000円をもらっているということでございます。それから訪問看護ステーションの繰出金については歳出の減により今回、繰出金のほうも100万円を減額している。介護保険費でございますが、これについては給付費の分で今回81万1,000円の減額をしているという内容でございます。

それから、民生費の児童福祉総務費でございますが、これにつきましては報償費、それから需用費、そして役務費のファミリーサポートセンター補償保険料。そしてその裏の子ども一時預かりサービス事業については、今回補正をさせていただいて次年度へ繰り越すものでございます。それから扶助費については実績による減額ということでございます。児童福祉費、扶助費の児童手当。これにつきましても実績による減額ということでございます。

只見保育所費でございますが、給料から共済費までは整理予算と。それから需用費の灯油、電気料につきましては若干の不足が、こちらについても見込まれますので、今回7万円と6万5,000円を増額補正させていただいているということでございます。

それから、朝日保育所費でございますが、これも報酬から、その下の職員手当までは整理予算ということでございます。需用費については電気料のほう、若干の不足が見込まれるために2万5,000円を増額させていただいております。

- 明和振興センター長（兼）明和保育所長（横田雅則君） 明和保育所費ですけれども、こちらのほうも報酬から共済費のほうにつきましては整理予算でございます。需用費につきましては、光熱水費、電気料、若干不足が見込まれますので7万の増でお願いしたいと思います。
- 保健福祉課長（横山祐介君） 衛生費の保健衛生総務費でございますが、給料、職員手当、そして共済費。整理予算でございます。
- 環境整備課長（酒井恵治君） 環境衛生費でございますが、委託料につきましては整理予算でございます。負担金、補助金につきましては設置者の都合により減になったものでございます。
- 保健福祉課長（横山祐介君） 保健事業費でございますが、不妊治療費の補助金ということで、今後の見込みによりまして二人分ということで20万円を増額補正させていただいております。
- それから保健センター費でございますが、委託料、それから使用料及び賃借料については整理予算という内容でございます。
- 農林振興課長（二階堂一広君） 続きまして、35ページ、農林水産業費、農業費でございます。農業委員会費につきましては整理予算でございます。農業総務費につきましては職員手当、新規に移転がございまして住居手当増額になってございますけれども、需用費については整理予算でございます。目の3番目、農業振興費でございますけれども、これについても全て整理予算でございます。委託料でございますけれども、放射性物質調査業務委託料。こちらについては山林土壌の調査でございましたが、林道復旧の進捗で新箇所調査ができなかったため減額となっております。18備品購入費でございますけれども、こちらにつきましては非破壊型の放射性物質の検査機でございますが、当初は町単独での購入ということで予算上げておりましたが、県からの貸与がございましたので、この分不用ということで減額をしております。36ページでございます。農業費の続きでございますけれども、この部分についても不用残でございますが、交付金、青年就農給付金でございます。こちらにつきましては27年度分の給付金。こちらが国の予算の前倒しに伴って、年度内支給になったことに伴いまして増額となっております。
- 観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、山村振興費であります。財源の振替をお願いしております。101万3,000円。これにつきましては交流特会へ繰出して電気自動車の充電器を設置しました。その交付金の実績によりまして減額でございます。

○農林振興課長（二階堂一広君） 続きますして、農地費でございます。農地費、旅費、需用費、委託料、工事請負費、負担金、補助金、交付金。こちらにつきましても全て整理予算となっております。37ページの補助金でございますけれども、こちらにつきましても整理予算、不用残ということで整理をさせていただくものでございます。

その下の林業費、林業総務費でございますけれども、こちらにつきましても不用残、整理予算ということになっております。林業振興費、委託料でございますけれども、こちらの実績による不用残ということでございます。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きますして、38ページから商工費を説明申し上げます。

1目の商工総務費であります。職員の手当関係、若干、超勤が不足しております。それ以外は実績によります不用残でございます。2目の商工振興費であります。これにつきましては、3,875万7,000円の補正をお願いしてございます。内訳でございますが、補助金でございます。まずプレミアム商品券発行事業の補助金でございますが、1,700万をお願いしてございます。これは27年度に予定しておりました事業であります。今回の地域創生交付金の消費喚起型。この財源を利用しましての3月補正での手当でございます。実施は27年度を予定してございます。続きますして、中小企業等豪雨災害復旧・復興支援補助金。これは歳入のほうで総合政策課長申し上げたとおり、過年度分の支出でございます。続きますして、中心市街地活性化事業補助金でございますが、商工会への補助金でございます。補助事業が減額、132万3,000円ほど減額になりました。それに伴う町補助金を今回50万7,000円減額するものでございます。続きますして3目の観光費であります。補正総額で2,866万1,000円お願いしてございます。節の報酬からページ下の13の委託料まで、不用また実績によります減額でございます。39ページをご覧いただきたいと思いますが、備品購入費であります。これは公用車購入しました残額を不用残として整理しております。19の負担金、補助金であります。これにつきましては、まず、町観光まちづくり協会への補助金として二次交通事業分。これも例年、600万、事業費をいただいて、二次交通運行をさせていただいております。只見田島間のツアーバスであったり、観光周遊のタクシープラン。こういったものを、これも地域創生交付金の先行型の財源を利用しましての3月補正の手当でございます。実施は平成27年度を予定しております。それからその下であります。宿泊・飲食事業持続化創業支援補助金でございます。これは新たな事業として今回創設したものでございます。これは地域内の宿泊業、民宿・旅館、農家民泊

に加えて飲食事業者に対して、その持続化と創業を支援するための施設整備の補助金を予定してございます。補助率は2分の1、限度額500万というようなことで新たに実施をするものでございまして、これにつきましても地域創生交付金の先行型の財源を予定してございます。続きまして、5目の観光施設費であります。補正総額が927万4,000円の減でございます。内容につきましては13の委託料に、それぞれ、今年度設計等の実績により完了によりましての整理。それから15の工事請負費につきましても旅行村、河井継之助記念館の空調、完了しましたことによる減額でございます。28の繰出金につきましては観光施設事業特別会計への繰出を693万5,000円減額するものでございます。

以上です。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、40ページから土木費でございます。職員手当につきまして、整理予算でございますが、超勤手当につきましては豪雪対応等で若干の増額になっておりますのでよろしくお願ひします。負担金、補助金につきましては、各同盟会関係でございますが、整理予算でございます。

道路維持費につきまして、賃金につきましては直営分の豪雪対応でございます。需用費につきましても公用車、電気料、不足が見込まれますのでお願ひをしております。委託料につきましては事業実施による整理予算でございます。工事請負費につきましては入札辞退が発生しておりましたので、本年度の工事が見込めないということで減額をお願ひしております。防雪センター費につきましても電気料の増額をお願ひしております。道路新設改良費につきましては整理予算でございます。工事請負費につきましても入札辞退等の発生の影響でございます。

河川費につきまして、財源の振替。

住宅管理費につきましては事業実績による整理予算でございます。

42ページ、集会施設につきまして、需用費、修繕料。資材の若干の高騰がございましたのでお願ひをしております。委託料、工事請負費につきましては事業実績による整理予算でございます。工事請負費でございますが、八木沢集会施設の工事完了に伴う精算でございます。負担金につきましても備品等の購入によるものでございます。精算でございます。

以上、よろしくお願ひします。

○町民生活課長（新國元久君） 42ページ下段の消防費についてご説明を申し上げます。非常備消防総務費であります。職員手当等につきましては年度末までの不用残、見込まれる

ものの減額をお願いをするものであります。43ページであります。28繰出金であります。簡易水道特会への繰出金。消火栓の工事を予定しておりましたが、他事業での実施あるいは早い降雪等により実施できないといったことがありまして、不用残を減額をお願いをするものであります。続きまして、常備消防総務費2,731万9,000円の減額をお願いをしております。これ、あの、消防の無線のデジタル化に伴います事業費であります。当初計画においては国庫補助の予定はなかったそうではありますが、一部該当になったということでもあります。そのことによりまして町村の負担金減額ということでありまして、各町村の負担率、これに応じまして負担金を減額したということでもあります。2月の組合議会において議決になっております。その分減額をお願いするものであります。

○教育次長（馬場博美君） 続いて、教育費でございますが、まず最初に教育委員会費でございます。教育委員の方々の出張見込みの確定のために6万円の減額です。事務局費につきましては、まず学校運営協議会の委員の方の実施回数や対象者の方の見込み数確定によりまして30万の減額です。以下は整理予算になっておりまして、次ページをご覧いただきたいと思っております。委託料につきましてはマイマイガの駆除委託料ということで卵形、卵のほうの駆除完了したことからの減額分です。14使用料及び賃借料につきましては整理予算となります。補助金につきましては只見高校の振興対策補助金について230万ほどの、現段階での不用残ということで減額させていただいております。内容としましてはDVDを活用しての代ゼミからネットサプリーに変更した関係や、今年度、進学希望者が少なかったために、合宿での講習参加者が少なかったことの影響で230万ほどの減額となっております。スクールバス運行費につきましては、委託料については現段階での不用見込ということで100万の減額をさせていただいております。備品購入費についてはスクールバス購入によりました確定による不用残の分が105万4,000円となります。奥会津学習センター費については財源内訳の変更でございます。

続いて、小学校費の学校管理費のほうですが、整理予算となっておりますけれども、光熱水費の電気料については2月までの実績と3月の見込みで不足が生じますことから45万ほど増額をお願いするものでございます。続いて、45ページの教育振興費については補助金、扶助費とも準要保護児童関係の補助金関係に確定しましたので、その関係の不用残となっております。只見小学校費については電話料、若干不足が見込まれますので増額をお願いしております。

続いて、中学校費の学校管理費ですが、こちらは整理予算ということで全て減額になっております。続いて、教育振興費ですが、共済費については整理予算となります。次のページの補助金、扶助費につきましては小学校と同様に準要保護生徒の関係の補助金関係確定によります不用残になります。只見中学校費の電話料につきましても若干不足が見込まれますので増額をお願いしております。

続いて、社会教育総務費のほうですが、まず報酬については、社会教育指導員については年度途中雇用のために3ヵ月分ほど減額させてもらっております。放課後児童対策運営委員につきましても実績により減額です。共済費、賃金関係、整理予算になります。報償費につきましても各事業実施しておりまして、その実績によりまして不用残ということで減額させていただいております。旅費についても同様です。需用費、使用料関係につきましても整理予算となります。続いて、文化財保護費になりますが、賃金のほうの埋蔵文化財調査事業賃金280万ほど減額させてもらってますが、こちらについては役場裏の宮前遺跡の発掘調査の関係で作業員分となっております。当初予定見込んでいたよりも、作業員、募集はしたんですが、なかなか見つからず、少人数で対応してもらっていた関係から大幅な減額となっております。そして報償費から委託料関係については整理予算となります。続いて、考古館費ですが、賃金、報償費、次ページの需用費、役務費関係、整理予算で減額となっております。

続いて、保健体育総務費のほうですが、旅費の費用弁償、負担金関係についてはスポーツ推進の県大会不参加関係によります不用残ということになります。体育施設費については、まず賃金の多目的広場管理賃金については、サッカー場利用日数によります実績によりまして7万1,000円ほど減額です。需用費の中の修繕料については町民プールのろ過装置、町民体育館の照明関係修繕しましたその残りの残となります。役務費関係は実績による減額です。使用料、備品購入につきましても同様となります。給食センター費ですが、電気料、実績と今後の見込みで35万ほど不足が見込まれますので増額をお願いするものです。修繕料につきましては、例年と比べまして、今年度、修繕が比較的少なかったことから、50万ほど減額をさせてもらっております。

以上です。

○農林振興課長（二階堂一広君） 続きまして、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費でございます。1目の農地農業用施設現年災害復旧費、委託料でございますけども、これは実績見込みによる不用残でございます。林道現年災害復旧費、旅費、需用費、委託料でございます

すけれども、こちらの実績による不用残でございます。50ページにまいりまして工事請負費でございますけれども、こちらは現年災の林道災害復旧工事でございます。増額として3,807万3,000円を増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては発注によります変更増及び国予算増額割り当てによる対応ということでございます。続きまして、農地農業用施設過年災害復旧費、委託料でございますが、こちら事業実施に伴います不用残の整理でございます。林道災害過年復旧費、旅費、工事請負費、補償、補填及び賠償金でございますけれども、こちら事業実績に伴います不用残の整理でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、公共土木施設災害復旧費、現年災害復旧費でございます。旅費、需用費、委託料、事業実績によります精算でございます。次、51ページの上段につきまして、使用料及び賃借料につきましても精算でございます。原材料費も同じです。過年災害復旧費の工事請負費につきましては、入札辞退が発生しておりますので、見込みがございませんので減額をさせていただきました。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 公債費の元金につきましては財源内訳の補正でございます。予備費290万7,000円を減額し、予算を編成いたしました。

○総務課長（馬場一義君） 次のページ、52ページであります。給与費明細書であります。まず1として特別職、比較の部分であります。職員数にして32名の減。主に選挙関係の非常勤特別職の減によるものでありまして、それに伴って金額も減額となっております。

次のページ、53ページであります。一般職の表になっておりまして、概ね整理予算であったことから、給料、職員手当共に減額の内容となっております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 51ページの公債費の元金2億8,000万。これはあの、一般財源に振り替えたということですが、一般財源ということになりますと、貴重な財源2億8,000万ということになります。この振替になった経過、特定財源から一般財源になるその、どのような特定財源だったのか。何故、一般財源にこう、今3月ですから、今になって振り替えられたのか経緯をお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 17ページをご覧いただきたいと思っております。減債基金2億8,

000万減額になってます。交付税の伸び等が、町税、交付税等の伸びがございまして、財源を確保できたために減債基金を繰入を戻して、少しでも持っていたいということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 一つはですね、22ページの委託料。地方創生関連であります。545万4,000円。この中に、この前、委員会の中で出された資料では、人口ビジョン策定の業務がたぶん入っていると思います。で、一つの質問は、県も、いわゆる県の戦略を立てられるので、その時に各市町村の人口ビジョンを全部積み上げられますので、そのデータ、そのまますっぱりお借りできれば非常に財源浮くんでないかなという疑問が一つあります。これが一つ。

あとは、25ページ。地域づくり交付金。これは整理予算だということですが、今年、募集何回やられて、いつ締切されたか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと39ページ。商工費。二次交通の補助金の話がありました。もうちょっと詳細を、今現在の範囲で結構ですのでお知らせをいただきたい。

以上、3点であります。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） お答えいたします。

これにつきましては、6ページから7ページにかけまして、いっぱいありますが、一番上の部分、545万4,000円。繰越明許費の。これが今ほど議員がおっしゃった総合戦略策定支援ということで、今回お願いしますが、実質、繰越明許になるというものでございます。今回の創生交付金は2種類、ご存じのようにありまして、先行型というものと地方消費喚起型というの二つがあります。その金額はもう、国のほうで人口と財政力指数で決まってきます。4,100万、合わせて4,100万ちょっとの額。それをもう、締め切り過ぎましたが、3月の委員会に説明した後、二・三日しか余裕なかったんですが、その中で国に報告しなさいという、非常にタイトなスケジュールで、もう金額が決まっていると。あとはハードはダメだと。そして、期日を守って出しなさいという、非常に、そのような環境の中で両委員会に説明した後、報告したということでございます。これは地方総合戦略版ですが、併せて、うちのほうはたまたま、振興計画と絡まっていると。ですが、こういった場で言う

ことも本当は憚られるんですが、それはそれ、これはこれ、というのが国のスタンスです。ただ、我々としては貴重な財源ですから、また同じ地域振興という目的、人口減少対策という目的は一致してますから。そこはうまく連携を図って、使えるデータは使っていくということは議員おっしゃるとおりだと思います。まあ、国に対してはそういった仕分けの話はしてありますが、実態としては有効に使ってやっていくという考え方は持っております。あとはあの、この後、観光商工課長から説明あると思いますが、二次交通関係も今回の先行型の交付金使っておりますので、そういった面でやっている事業からピックアップするのが限られた時間の中の進め方としては通常ある対応の仕方であるということを示すさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日振興センター長。

○朝日振興センター長（馬場さき子君） 25ページ、地域づくり交付金でございますが、締め切りは、募集は1回でございました。締め切りは7月上旬、審査会が7月20日前後でございました。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 二次交通対策のご質問であります。先ほどの説明でもありましたように、観光まちづくり協会へ補助金として600万円を交付し、その二次交通プランとして昨日の、4番議員からも一般質問でありましたツアーバスという名称で、只見駅と会津田島間を一日二往復結ぶツアーバスを、週四日、一日二往復運行する二次交通対策。それからもう一つは、これも新たに26年度から始めましたタクシープランという観光客を主なターゲットとした各観光地を巡る周遊ツアープランであります。今年度は5コースをまわるコースということで、今申し上げたツアーバスとタクシープラン。この二つの二次交通プランをこの事業で実施するものでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） ありがとうございます。

交付金はいろいろところで質問させていただいておりますが、7月の中旬に締め切られたということでもあります。で、例えば、冬場、いろいろその集落のことを考えたり、翌年以降の地域づくりを考えたりするには、例えば冬場だって、いろいろ、こういう交付金を受けて、ソフト事業、良い時期だと思うんですよ。でまあ、7月にまあ、締め切られたというこ

とありますが、やはりもう少しあの、自ら手を挙げる方はないかもしれませんが、実はもっと冬場、地域のことだったり、集落のことだったり、いろいろ考えてみませんかぐらいでやはり、そこはちょっと、後押しされるのもいいのかなと思ったりします。で、まあ、そういった声も実はありましたので質問させていただきました。今後の検討にしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 35ページの委託料の放射性物質調査業務委託料。林道が復旧しなくてできなかったというお答えでしたが、場所はどこなのか。また、これについては来年度もまたその放射性物質調査を行うのかどうかお聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 具体的な点についてはですね、今年度、復旧箇所をやっておりました檜戸線等をですね、予定しておりましたがけれども、その進捗が遅く、することができませんでした。来年度の実施につきましては、今年、その部分の林道については概ね、復旧をしておりますので、来年度も継続して放射性物質、山林土壌の放射性物質の調査を行いたいと思っております。

〔「場所はどこ」と呼ぶ者あり〕

○農林振興課長（二階堂一広君） 場所につきましては、今年度予定していた場所を予定しております。檜戸線等の場所を予定しております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第29号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決す

るにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第30号 平成26年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第30号 平成26年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ755万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,030万6,000円とするものでございます。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。まず歳入でございますが、国庫支出金の療養給付費等負担金。これにつきましては実績での計上ということでございまして、療養給付費分については822万2,000円の増額。後期高齢者支援金介護納付金についてはそれぞれの額を減額しております。それから高額医療費の共同事業負担金につきましては、これ、額の確定に伴う減額ということで26万1,000円を減額していると。続きまして、国庫支出金の財政調整交付金。これにつきましては診療所の昨年度の経営状況による調整交付金ということで642万6,000円を増額させていただいております。それから4の療養給付費交付金につきましては、退職医療交付金ということで、人数の減によりまして今回1,243万9,000円を減額ということでございます。それから県支出金の高額医療費共同事業負担金につきましては額の確定に伴う減額でございます。それから7の共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金。それから保険財政共同安定化事業交付金につきましては、今年度の実績によりまして、それぞれ、268万1,000円、162万2,000円を増額しております。繰入金につきましては、基金からの繰入ということで今回200万円を計上

ということでございます。

それから、歳出でございますが、歳出につきましてはそれぞれ額の見込みと、それからあの、実績と見込みによりまして、被保険者療養給付費については500万円の増額。退職被保険者等医療費については今回200万円を減額しております。それから保険給付費でございますが、これも実績と見込みによりまして、一般被保険者の高額療養費については300万円の増額。退職者分については300万円の逆に減額をしております。共同事業の拠出金でございますが、今回104万3,000円を実績により減額をしているということでございます。それから、その裏でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金についても実績による減額ということで8万5,000円を減額させていただいていると。次の諸支出金でございますが、これは国保施設特別会計への繰出ということで、先ほどの調整交付金分。これをあの、診療所のほうに繰出すものでございます。642万5,000円の計上ということでございます。予備費で調整をさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第30号 平成26年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第31号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 議案第31号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第6号）についてを説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ508万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,280万2,000円にするものでございます。

地方債の変更については第2表 地方債補正によるものでございます。

6ページ目をご覧いただきたいと思います。6ページ目の診療収入。これにつきましては、諸収入までは1月分までの実績と見込みによりまして、今回それぞれの補正をさせていただいております。入院収入につきましては合計で7万6,000円の減額。外来収入につきましては国民健康保険診療報酬収入からその他の診療報酬収入まで、257万9,000円の減額となっております。それから歯科外来収入につきましては、後期高齢者医療の診療報酬が増額しておりますので、それとあの、国民健康保険診療収入も増額ということで、今回、歯科の分につきましては129万1,000円の増額補正ということでございます。諸検査収入につきましては企業健康診断ということで実績によりまして27万3,000円の減額と。それから施設使用料につきましても6万2,000円の減額をしております。雑入につきましても、今回328万円を実績見込みによって減額補正をしていると。それから町債、一般会計債でございますが、辺地対策事業債ということで、これはあの、診療所の医療機器の整備に係る部分ということで、確定による整理予算ということで10万円の減額をしているところでございます。

続きまして、9ページ目の歳出でございますが、こちらについてもほとんど整理予算というような内容になりますが、まず一般管理費の需用費で、光熱水費の電気料のほう、200万円、今回増額をさせていただいております。これにつきましては、診療所のほうの電気料、ひと月大体百六・七十万円かかります。こぶし苑の分と、診療所、こぶし苑と、それからや

まびこの部分を一括して支払するものですので、ひと月の支出が大きくなるということで、これは以後、按分をかけて連用していただくというような内容ですが、一時的に財源の不足が見込まれますので今回200万円を増額しているということでございます。それから、役務費からそのページ、公課費までについては整理予算ということでございます。10ページ目の研究研修費。これにつきましても整理予算ということで、旅費のほうから負担金まで、それぞれ減額をさせていただいております。それから医師住宅費でございます。賃金につきましては整理予算ということでございます。それから需用費の10万円。これにつきましては、診療所への来年度の看護師の出向研修受け入れにかかる需用費分、消耗品分ということで、寝具だとか、そういう家財の分の金額10万円をここで増額させていただいていると。それからその下の修繕料15万円増額しておりますが、これにつきましては予備部分ということで15万円を増額していると。その下、役務費、使用料及び賃借料については整理予算ということでございます。それから備品購入費の管理用備品。これにつきましても先ほどの消耗品と同じでございますが、出向看護師にかかる分ということで、洗濯機等、家電をここで整理するというので40万円を増額させていただいております。それから医業費でございますが、一般給料については6万4,000円の増額。それから職員手当については宿直手当等不足が見込まれますので今回50万円の増額補正と。それからその下、共済費から旅費までにつきましては整理予算でございます。需用費、医科管理費の需用費についても、若干これ、不足が見込まれますので、今回10万円の増額。修繕費についても同じでございます。その下、役務費、そして委託料、その裏のページについては歯科の医療機器、8目でございますが、そこまで全て整理予算ということで減額をさせていただいております。歯科技工費については20万円ということで3箇所分の技工料でございますが、不足が見込まれますので今回20万円を増額補正させていただいていると。それから13ページ目の給食費につきましても、84万円の増額ということで、若干、当初の見込みよりも入院患者のほう、若干でありますが増えていると。それに係る給食費の増というようなことでございます。予備費で調整をさせていただいております。

14ページ目の給与費明細についてはご覧をいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第31号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第32号 平成26年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第32号 平成26年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ828万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,912万5,000円とするものでございます。

5ページ目をご覧くださいと思います。まず歳入でございますが、1号被保険者保険料ということで、特別徴収、普通徴収、滞納分ということでございます。それぞれ実績と見込みによりまして減額と、それから増額補正をしております。滞納繰越分につきましては3万4,378円の収入がございましたので、今回増額をさせていただいているということで

ございます。それから国庫支出金の介護給付費負担金につきましては、実績と見込みによりまして今回43万1,000円と。その下の地域支援事業交付金につきましても実績とそれから見込みによるということで31万8,000円を増額しております。その裏、6ページ目でございますが、支払基金の交付金、それから県支出金の地域支援事業交付金。これにつきましても現在までの実績と、この後の見込みによりまして、給付費関係によりまして、それぞれ補正のほうをかけていると。支払基金の介護給付費については345万1,000円の減額。支援事業分については36万8,000円を増額しているということでございます。それから繰入金でございますが、介護給付費繰入金ということでございまして、これもあの、実績等によりまして補正でございます。81万2,000円を減額しております。基金繰入金につきましては介護給付費準備基金繰入金ということで、今回500万円の減額ということで減額補正をしております。

それから8ページ目の歳出でございますが、総務費の分については、これは整理予算ということでございます。一般管理費の中の印刷製本代4万9,000円につきましては、今度の制度、27年度からの制度改正に伴う被保険者証印刷にかかる分ということで4万9,000円を増額補正させていただいております。それから保険給付費につきましては、これ、全て実績とそれから見込みによるということで、それぞれ居宅介護サービス、地域密着型施設サービスということで減額補正をさせていただいております。その下の居宅介護福祉用具、そして8・9目ということで、それぞれ財源の振替と、補正というような内容でございます。その下でございますが、保険給付費の介護予防サービス等諸費。これにつきましては、介護予防サービス給付費については実績と見込みによりまして今回110万円の増額補正と。それから、その下、地域密着型、介護予防福祉用具購入から、その裏のページの7目介護予防サービス計画給付費までは財源の振替という内容でございます。次の審査支払手数料でございますけれども、これもあの、実績によりまして、若干のこれ不足、手数料関係見込まれるということでございまして、今回1万円の増額をさせていただくと。それからその下の高額介護サービス費については、これについては今回20万円の増額補正と。その下は財源の振替。そして、11ページ目から、11ページ目の高額医療合算介護サービス費からその下の分については、実績と見込みということで20万円の減額、10万円の減額ということで30万円を減額させていただいていると。それから特定入所者サービス費については、これについては20万円の増額。その下、地域支援事業費については財源の振替ということでござい

す。予備費で149万3,000円の減額での調整ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第32号 平成26年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第33号 平成26年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第33号 平成26年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてを説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,194万2,000円とするものでございます。

5 ページ目をご覧くださいと思います。歳入でございます。歳入につきましては現在までの実績と今後の見込みによりまして、利用者の増減ということでございますが、通所リハビリについては77万円の減額。それから逆に短期入所者療養介護、ショートステイ分でございますが、これにつきましては利用者の増により今回200万円の増額。短期特定入所者の療養介護収入、それからその下の施設介護サービス費収入については、それぞれ減額というような内容でございます。

6 ページ目でございます。6 ページ目、総務費の一般管理費でございますが、診療所医師委託料。それからリハビリテーション業務委託ということで、実績と見込みによりまして今回減額補正をさせていただいております。それからその下、施設整備費でございますが、工事請負費129万2,000円ということで、これはあの、暖房配管のスケール状況による分ということで、確定による減ということでございます。予備費で241万5,000円をもつての調整ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第33号 平成26年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第34号 平成26年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第34号 平成26年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）についてを説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,400万円とするものでございます。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。5ページ目、歳入でございますが、療養報酬収入ということでございまして、現在までの利用者の実績、そして今後の見込みによりまして今回200万円を減額させていただいております。それから繰入金につきましては一般会計の繰入金ということで100万円の減額という内容でございます。

次ページ、6ページ目でございます。歳出でございますが、整理予算ということでございまして、一般管理費の職員手当から役務費まで、全て整理予算と。その下の訪問看護ステーション費についてもそれぞれ整理予算ということで処理をさせていただいております。

給与費明細についてはご覧をいただきたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 訪問看護の診療報酬収入200万減ということですが、訪問看護を受けてる、今、町民の方というのは、該当者、何人今、現状をちょっと、全然聞いてない。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 今現在は、今現在は、12月現在の数字でございますが、利用者人数32人という利用者の数でございます。12月の利用者ということで。累計につきましては、4月からの部分で累計267人というような数字でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第34号 平成26年度只見町訪問介護ステーション特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第35号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第35号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

まず歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,079万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,055万2,000円とする内容でございます。

6ページをご覧ください。まず歳入でございますが、国庫補助金につきましては500万を減額しております。事業の未実施分でございます。繰入金につきましては事業費分、基金繰入でございます。町債につきましては水道事業債でございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。水道総務費、自動車重量税をお願いしております。維持費につきましては、委託料につきまして、事業実施による精算でございます。工事請負費も同じ事業実施でございます。施設整備費1,200万の減額でございますが、これが補助事業で予定をしておりました箇所の老朽管の入札辞退の発生によりまして未実施になっております。消火栓施設工事につきましては、水道事業のほうでも実施しておりますので、組み入れた分の減額でございます。予備費、次、8ページ、予備費26万の増額の調整で予算を編成しております。尚、入札辞退が発生しましたので、これにつきましては27年度の事業に繰り入れまして、国庫補助事業ということで実施を予定をしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 先ほどから入札辞退ということが相当聞いてるんですけども、昨年度で入札辞退の件数っていうのはどれぐらいあるものなんですか。それと、まだまだあの、復旧途中で業者が仕事間に合わないという辞退なのか。それともあの、設計金額に差があって辞退されるのか。その辺だけお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 入札辞退につきましては、技術者不足と、あと人員不足ということで、金額の折り合わないものにつきましては、まあ、入札不調と言っておりますけども、入札に参加できないということでございます。これにつきましても、協会等々といろいろ、打ち合わせと言えばよろしいかと思いますが、事業の項目の打ち合わせをいろいろさせていただいておるんですけども、なかなか、仕事量が、特別多くはないんですけども、やはり、今までの公共事業の削減による影響もあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第35号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第11、議案第36号 平成26年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 議案第36号 平成26年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ693万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,611万5,000円とする内容でございます。

5ページをお開き下さい。歳入であります、歳入につきましては減額分693万5,000円を一般会計のほうからの繰入に戻すという内容でございます。

6ページの歳出であります、総務費のまず1目の只見スキー場管理費であります。44万3,000円の減額。備品の購入の執行によります整理予算でございます。2目の保養センター管理費であります、649万2,000円の減額でございます。内訳としまして委託料でございますが、保養センターの指定管理料。これにつきましては年度途中での指定管理料の変更。これはバスを1台備え付けた関係で指定管理料を変更してございます。続きまして工事請負費でございますが、691万円の減額であります。保養センター改修工事とし

まして外構工事。それから窓枠の工事等完了しました関係で691万を減額するものがございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第36号 平成26年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、議案第37号 平成26年度只見町交流施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 議案第37号 平成26年度只見町交流施設特別会計補正予算（第2号）を説明申し上げます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万3,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9, 134万7, 000円とする内容でございます。

また繰越明許として、第2条であります。繰越明許につきましては3ページをご覧ください。第2表で二つの事業、木質バイオマスの施設整備事業、設計関係であります。マイマイガ対策事業の2事業を年度内完了できませんでしたので繰越をさせていただく内容でございます。

続きまして、歳入であります。6ページをご覧ください。歳入予算であります。まず利子及び配当金であります。これは交流促進センター運営基金分の利子を補正するものでございます。繰入金につきましては一般会計の繰入金を6万1, 000円減額するものでございます。

続きまして、7ページの歳出でございます。交流施設費であります。総務管理費37万9, 000円の補正をお願いしてございます。これにつきましては委託料であります。指定管理料。これにつきましても年度途中での車両の変更がございましたので、それに伴います指定管理料の変更。それから積立金につきましてはそれぞれの基金利子の積立の補正でございます。それから2目の施設整備費であります。43万2, 000円を減額させていただいております。備品購入費で執行残を整理をさせていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第37号 平成26年度只見町交流施設特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第38号 平成26年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日振興センター長。

○朝日振興センター長（馬場さき子君） 議案第38号 平成26年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

はじめに、本予算については、2月20日開催の朝日財産区管理会において同意を得ておりますので報告いたします。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,161万6,000円とするものです。

予算書5ページをご覧ください。歳入につきましては、いずれも実績により財産収入は2,000円減額、繰越金は2万4,000円増額、諸収入は6,000円減額しております。

6ページ歳出でございますが、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料をそれぞれ実績により減額し、予備費で調整しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第38号 平成26年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りをいたします。

日程第14、議案第39号 平成27年度只見町一般会計補正予算から日程第26、議案第51号 平成27年度只見町朝日財産区特別会計予算までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第51号までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会の正副委員長は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので、委員会で互選をお願いいたします。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第7条により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、鈴木征委員に臨時委員長をお願いいたします。

予算特別委員会の場所は本会議場で行うこととします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、暫時、時間を延長させていただきます。

ここで、予算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議をいたします。

尚、当局は暫時、退席をお願いいたします。

〔当局 退席〕

休憩 午後4時49分

再開 午後6時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

予算特別委員会の委員長に大塚純一郎君、副委員長に目黒仁也君が選任されましたので報告をいたします。

お諮りをいたします。

ただ今、予算特別委員会に付託いたしました議案第39号から議案第51号までは、会議規則第46条第1項の規定により、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第51号までは、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において、審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後6時01分）